

日本の展望—学術からの提言 2010

提言

日本の展望—人文・社会科学からの提言



平成22年（2010年）4月5日

日本学術会議

日本の展望委員会

人文・社会科学作業分科会

この提言は、日本学術会議 日本の展望委員会 人文・社会科学作業分科会の審議結果を第一部拡大役員会の協力をえて取りまとめ公表するものである。

日本学術会議 日本の展望委員会 人文・社会科学作業分科会

委員長 広渡 清吾（第一部会員）専修大学法学部教授
副委員長 秋山 弘子（第一部会員）東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
幹事 今田 高俊（第一部会員）東京工業大学大学院社会理工学研究科長
幹事 小林 良彰（第一部会員）慶應義塾大学法学部教授・

同大学多文化市民意識研究センター長

委員 淡路 剛久（第一部会員）早稲田大学大学院法務研究科教授
内田 伸子（第一部会員）お茶の水女子大学大学院教授
大沢 真理（第一部会員）東京大学社会科学研究所教授
木村 茂光（第一部会員）東京学芸大学教育学部教授
桜井万里子（第一部会員）東京大学名誉教授
佐藤 学（第一部会員）東京大学大学院教育学研究科教授

(2009年10月1日付けで内田委員と交代)

平松 一夫（第一部会員）関西学院理事・同大学商学部教授
前田富士男（第一部会員）慶應義塾大学名誉教授
山本 眞鳥（第一部会員）法政大学経済学部教授
油井大三郎（第一部会員）東京女子大学現代文化学部教授
柴田 翔（連携会員）東京大学名誉教授

第一部拡大役員会

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 部長 | 広渡 清吾（専修大学法学部教授） |
| 副部長 | 小林 良彰（慶應義塾大学法学部教授・同大学多文化市民意識研究センター長） |
| 幹事 | 山本 眞鳥（法政大学経済学部教授） |
| 幹事 | 木村 茂光（東京学芸大学教育学部教授） |
| 言語・文学委員会委員長 | 庄垣内正弘（京都産業大学文化学部客員教授） |
| 同 副委員長 | 藤井 省三（東京大学大学院人文社会系研究科教授） |
| 哲学委員会委員長 | 野家 啓一（東北大学理事・附属図書館長・大学院文学研究科教授） |
| 同 副委員長 | 丸井 浩（東京大学大学院人文社会系研究科教授） |

| | | |
|---------------|------------|---------------------------------|
| 心理学・教育学委員会委員長 | 佐藤 学 | (東京大学大学院教育学研究科教授) (～2009年7月) |
| 同 | 委員長 内田 伸子 | (お茶の水女子大学大学院教授) |
| | | (～2009年7月 副委員長、8月～委員長) |
| 同 | 副委員長 秋田喜代美 | (東京大学大学院教育学研究科教授) (2009年8月～) |
| 社会学委員会委員長 | 直井 優 | (大阪大学名誉教授) |
| 同 | 副委員長 白澤 政和 | (大阪市立大学大学院生活科学研究科教授) |
| 史学委員会委員長 | 小谷 汪之 | (東京都立大学名誉教授) |
| 同 | 副委員長 木下 尚子 | (熊本大学文学部教授) |
| 地域研究委員会委員長 | 油井大三郎 | (東京女子大学現代文化学部教授) |
| 同 | 副委員長 碓井 照子 | (奈良大学文学部地理学科教授) |
| 法学委員会委員長 | 淡路 剛久 | (早稲田大学大学院法務研究科教授) |
| 同 | 副委員長 戒能 民江 | (お茶の水女子大学理事・副学長) (～2009年10月) |
| 同 | 副委員長 池田 眞朗 | (慶應義塾大学大学院法務研究科教授) |
| | | (2009年11月～) |
| 政治学委員会委員長 | 小林 良彰 | (慶應義塾大学法学部教授・同大学多文化市民意識研究センター長) |
| 同 | 副委員長 猪口 邦子 | (前衆議院議員) |
| 経済学委員会委員長 | 岩井 克人 | (東京大学大学院経済学研究科教授) |
| 同 | 副委員長 樋口 美雄 | (慶應義塾大学商学部教授) |
| 経営学委員会委員長 | 白田 佳子 | (筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授) |
| 同 | 副委員長 藤本 隆宏 | (東京大学大学院経済学研究科教授) |

※ 名簿の役職等は平成22年3月現在

要 旨

1 作成の背景

「日本の展望—学術からの提言 2010」のプロジェクトは、日本社会の 83 万人の科学者を代表する機関である日本学術会議が現代の世界においてその負託された使命を果たすべく、日本の学術が人類社会と日本社会にどのように貢献できるか、そして、どのように学術を展開していくべきかを中期的に展望し、将来への提言を試みるものである。本提言は、その一翼を担って、日本の人文・社会科学が 21 世紀の学術の営みにおいて果たしている役割と果たすべき役割は何か、いかなる社会的課題が存在し、また、いかなる学術的な課題をかかえているか、そして、それらの課題への対応にいかなる展望を持っているかを明らかにすることを目的にして準備された。人文・社会科学からの提言は、人文・社会科学の学術的展望を通して、人類社会と日本社会の未来に向けての課題に答えようとするものであり、同時に、学術が人間の知的創造活動の総体であり、人類の新たな文化創造を基礎づけるものでもあって、人文・社会科学が学術の主要な柱として役割を果たすこと、それにふさわしい政策的位置づけと社会の支援が必要であることを提示するものである。

2 現状及び問題点

20 世紀の科学・技術の目覚ましい成果は、産業化を通じて社会のシステムの中に組み入れられ、人間を自然の制約から解放した。しかし、諸科学の発展に基礎づけられた世界においては、核兵器の脅威や不可逆的な自然環境の劣悪化など、人類の生存条件そのものが脅かされるに至っている。また、グローバル化の進行は、社会的経済的格差を生み出しながら、グローバルな経済危機を招来した。21 世紀は、これまでの諸科学が、歴史的に未来を展望し、国民国家的制約を乗り越え、グローバル化する世界の多様性を積極的に活用して新たな時代に即した価値体系と社会システムの構築に貢献すると共に、総合的な知を求める「学術」として展開することが強く望まれる。その中で、学術の一翼を担う人文・社会科学は、近未来社会のシナリオを設計し、諸科学の連携・協働の「かなめ」の役割を果たすことが求められている。

3 提言の内容

(1) 信頼と連帯に支えられた社会を構築する

グローバル化が進む中、世界は不確実な状況下におかれている。日本では、特に 21 世紀に入って、うつ病や自殺率の著しい高まりとともに、生活保護世帯、失業、非正規雇用が増大して、人々のつながり意識が薄れ、準拠すべき価値規範が確定しない一種のアノミー状態（無規制状態）に陥りつつある。信頼と連帯を基礎とした社会的なるものの実態を把握し、そこでの問題点を指摘、啓発し、望ましい社会の構築のための条件をグローバルなレベルで明らかにする必要がある。

(2) 多元性・多様性を尊重する社会を育てる

グローバル化にともなう日本社会の変化の中で、異なる文化を背景に持つ人々が多元性・多様性を互いに尊重しながら、平和的に共生する社会を実現するための取り組みが焦

眉の課題となっている。文化の多元性・多様性を尊重するためには、日本国内の行政的・法的整備を進める必要がある。それと同時に、多元的で多様な価値を理解し、尊重する社会意識を高める土壌を形成することが極めて重要である。

(3) 「機能する民主主義」を実現する

日本は「民主主義国家」の1つと目され、制度としての民主主義は揃っているが、市民の間には、自分が積極的に関わっても政治が良くなるわけではないという政治的有効性感覚の欠如が顕著で、政治に積極的に関わろうとしない、いわゆる「傍観者民主主義」と呼ばれる現象がみられる。現実には民主主義を実感できず、このような民主主義の機能不全の状況を変えていくためには、人文・社会科学の諸分野が連携・協働し、機能する民主主義の実現を目指して、政治文化の形成や制度改革を進める必要がある。

(4) グローバル化のなかで平和を創り出す

21世紀の世界では、核保有国の拡散、テロの脅威や内戦的な地域紛争の多発、独裁国家や「非国家主体」による「新しい戦争」の脅威が高まっている。21世紀の世界平和を構築するためには、核兵器の全廃を進めると同時に、国際NGOなどの「市民社会の国際的拡大」、経済援助や人的能力開発などによる「人間の安全保障」の強化、「文明間対話」の促進などによる「新しい戦争」を防止する方策の解明が不可欠である。

(5) グローバルな社会政策・経済政策で格差のない世界を展望する

経済グローバル化による国際的および国内的な格差の拡大が懸念されている。個別国家が独自に経済・社会政策を立案し機能させる余地は、金融の自由化などによって狭まる反面、一国の動向が急激に地球大に波及しうる。今後はEUのような超国家的地域のガバナンス、国際機関やグローバル市民社会による「グローバルな社会政策・経済政策」がグローバル経済の安定性ととも、格差の是正、人類社会の持続可能性にとって肝要となる。

(6) 「公共的言語」を確立し、知的基盤を作る

言語は単なるコミュニケーション手段ではなく、人間が自分の認識・思考・感情を自覚的に把握して、さらに深めていく時に不可欠な「内面の媒体」でもある。グローバル化と異文化交流の時代にあって帰属する社会の知を耕し育て発信することが重要であるが、日本社会において他者が併存する公共的な空間において相互の理解と交流のために使用される「公共的言語」（公共的な場を前提にして使われる書き言葉と話し言葉）の力が、著しく衰えていることが憂慮される。今後の日本の構想力、革新力、そして文化発信力・受信力を育てるためには、「公共的言語」の再確立が急務である。

(7) 世界史的人間主体を育成する

グローバル社会において望まれるのは、国民国家の枠を超えて世界的視野で問題の所在を発見し、世界的規模で問題の解決を図ろうとする、地球市民の育成である。そのためには、歴史の共有が不可欠である。個別の国の歴史を世界史のなかに位置づけ、共有可能な世界史を多言語で叙述することが、人類の大きな課題となるであろう。それが、世界的視野で問題を発見し、その解決に取り組むことのできる人間主体の育成へとつながることは間違いない。

目 次

| | | |
|---|---|----|
| 1 | はじめに..... | 1 |
| 2 | 21世紀における人文・社会科学の役割を論じる背景..... | 2 |
| | (1) 21世紀の学術を目指す—近代諸科学の意義と限界..... | 2 |
| | (2) 学術体系における人文・社会科学の位置..... | 3 |
| | (3) 学術における人文・社会科学の独自の役割と文理の連携・協働..... | 4 |
| | (4) 科学・技術の社会的コントロールにおける人文・社会科学の役割..... | 4 |
| 3 | 人文・社会科学が立ち向かう課題—人類社会・日本社会の未来を創造するために— | 6 |
| | (1) 信頼と連帯に支えられた社会を構築する..... | 6 |
| | (2) 多元性・多様性を尊重する社会を育てる..... | 7 |
| | (3) 「機能する民主主義」を実現する..... | 8 |
| | (4) グローバル化の中で平和を創り出す..... | 9 |
| | (5) グローバルな社会政策・経済政策で格差のない世界を展望する..... | 10 |
| | (6) 「公共的言語」を確立し、知の基盤を作る..... | 11 |
| | (7) 世界史的人間主体を育成する..... | 12 |
| 4 | 学術研究体制の現状と改革課題..... | 14 |
| | (1) 大学における教育・研究の現状と改革課題..... | 14 |
| | (2) 人文・社会科学における若手研究者の育成..... | 15 |
| | (3) 人文・社会科学における女性研究者の現状と改革課題..... | 18 |
| 5 | 人文・社会科学はどのような発展を目指すか..... | 19 |
| | (1) 社会のシナリオの総合設計を舵取りする..... | 19 |
| | (2) 人類社会の持続可能性の発展に貢献する..... | 20 |
| | (3) 社会的・文化的多様性に根ざす人間の尊厳と主体的自由を追究する..... | 21 |
| | (4) 人々の多様性の承認を求めてジェンダー研究を推進する..... | 22 |
| | (5) 日本社会の市民的教養を形成する..... | 23 |
| | (6) 方法としての対話とネットワークの形成を目指す..... | 24 |
| | (7) 人文・社会科学を発展させる総合的学術政策を作り出す..... | 25 |
| 6 | 人文・社会科学からの提言—まとめ..... | 27 |
| | <資料>..... | 30 |
| | <参考資料>人文・社会科学作業分科会審議経過..... | 39 |

1 はじめに

「日本の展望—学術からの提言 2010」のプロジェクトは、日本学術会議が第 20 期から第 21 期にかけて総力をあげて取り組んだ主要課題である。これは、日本の学術が人類社会と日本社会にどのように貢献できるか、そして、どのような学術を作り上げるかを中期的に展望するという目的を持つ。本「人文・社会科学からの提言」は、その一翼を担い、日本の人文・社会科学が 21 世紀のグローバル化する世界の中で、いかなる社会的課題に立ち向かうのか、いかなる学術的課題を抱えているか、そして、それらの課題に対していかなる展望を持つかを明らかにするものである。換言すれば、本提言は、人文・社会科学の学術的展望を通して、人類社会と日本社会の未来に向けての課題に応えようとするものである。提言は、同時に人文・社会科学がその力を十分に発揮できるための諸条件を考察し、その実現を図る努力をすることを確認し、その実現のために広く国民と国および関係機関の支援を要請するものである。

日本学術会議は、第 18 期に、声明「21 世紀における人文・社会科学の役割とその重要性—『科学技術』の新しいとらえ方、そして日本の新しい社会・文化システムを目指して」（2001 年 4 月 26 日）を採択している。そこでは、日本の学術において、人文・社会科学の果たすべき重要な役割と責務が強調されると同時に、国の政策においてその役割にふさわしい位置づけが行われていないことが厳しく指摘されている。本提言は、この声明の趣旨を十分に受け継ぎ、諸科学・科学技術の総体としての「学術」の主要な柱として、人文・社会科学の意義を適切に位置づける新たな学術政策が展開されるべきことを要請するものである。

本提言は、本提言作成のために設置された日本の展望委員会人文・社会科学作業分科会において審議され、とりまとめられた。本分科会は、2008 年 9 月の第 1 回会合から 2010 年 1 月の第 11 回会合にいたるまで、第一部（人文・社会科学系）関連の 10 の分野別委員会における各分野に関わる審議を促進しつつ、人文・社会科学分野全般にわたって「展望」において論じるべき内容を検討し、最終的に各分野別委員会から提出された分野ごとの課題と展望についての審議結果を踏まえ、また第一部会員・連携会員の意見聴取を経て本提言を作成した。この間、分科会における審議に加えて、第一部拡大役員会（第一部役員および分野別委員会委員長・副委員長によって構成）との合同会議での審議、また、第一部部会における審議を経たことを付言する。

2 21世紀における人文・社会科学の役割を論じる背景

(1) 21世紀の学術を目指すー近代諸科学の意義と限界

日本の人文・社会科学が21世紀の学術の営みにおいて、どのような役割を果たしており、また、果たすべきかを考えるためには、巨視的な視点に立って20世紀までの学術の発展経過を振り返る必要がある。19世紀以降、人間の知的営みは、近代の「諸」科学として、その専門分化を通じて著しい発展を遂げてきた。古代や中世においては、哲学を総合知として諸学は未分化の状態にあり、中世ヨーロッパの大学で教えられていた「自由7科」は文法・論理学・修辞学・天文学・幾何学・算術・音楽であった。近代に入って自我の確立が進み、神学などの影響から自由になって自然科学が独自の発展を遂げ、また、社会を対象化して考察すべく、人文学から社会科学が自立し、人文学、社会科学、自然科学の3区分が生まれ、さらに、市民社会の拡大に対応して高等教育が普及し、大学が増加するにつれて、この3区分は固定化し、それぞれにおいて細分化していった。

近代の諸科学は、急速な工業化を促進し、かつ、それに裏打ちされて、人間が自然の制約から自由になって、「豊かさ」を享受できるという楽観的な見通しの下に推進されてきた。しかし、20世紀の2度にわたる世界戦争の悲惨な経験、それにもかかわらず、核兵器の開発と競争が進展する時代は、科学の発展が人類の福祉にそのままつながるという考え方に大きな疑問を提示することとなった。また、地球全体に広がった工業化は、不可逆的な形で自然環境を劣悪化させ、人類の生存条件そのものを脅かすに至り、改めて人間にとっての自然条件の制約性を認識させ、生態学や環境学などの新しい学問の成長を促した。それらの学問の特徴は、その出発点に生態系の保全、環境の保全、地域の個性の尊重という価値的目標を置いていることである。

近代の諸科学は、西欧を起点として普遍化する「国民国家」の形態に枠づけられながら発展してきた。諸科学の研究は、明示的にそれぞれが属する「国民国家」の発展に寄与することを求められ、あるいは「国民国家」を自明の前提とする発想を暗黙の内に内面化してきた。19世紀後半に遅れて近代化を開始した日本の場合には、西欧で発展した諸科学を「普遍的」なものとして受容し、国民国家としての発展を目指したから、特に「西欧中心的」な発想に陥る弊があった。

日本の人文・社会科学は、このような近代諸科学の発展が示すその限界に対して、どのように立ち向かうべきであろうか。いまや問題は、諸科学が分化したまま、それぞれの対象を研究するというあり方、また、国民国家を自明の前提とする諸科学のあり方が、20世紀末葉から21世紀にかけて明確化した時代の課題に対応できないということである。21世紀の世界は、人類の生存基盤としての地球環境の深刻な危機に直面して、自然と人間の関係を根本的に再考することが切実に求められている。また、グローバル化の進行とグローバルな経済危機の発生、さらには地域紛争の多発は、国際的諸機関・システムによる諸対立の平和的な調整の重要性を示しており、「西洋中心的」で、「国民国家中心的」な従来の知のあり方に根本的な反省を迫っている。

21世紀は、これまでの「諸科学」が、歴史的な自省の上に、国民国家的制約を乗り越

え、グローバル化する世界の多様性をとらえて、総合的な知を求める「学術」として展開することを必要としている。なぜなら、自然と人間と社会は、歴史の中で相互に条件づけあう循環的な関係に立っており、いま、人類の生存条件と人類の福祉の劣悪化をもたらす悪しき循環を断ちきり、新たな関係を作り出すための人類の統合的な知的活動が強く求められているからである。人文・社会科学は、この知的活動の先頭に立たなければならない。

(2) 学術体系における人文・社会科学の位置

日本学術会議においては、これまで学術全体を見通すための学術体系論が検討されてきた。ここで、人文・社会科学の視点にたってこれを論じよう。

人文・社会科学は、人間および人間の集団（関係）を対象とする。それは、人間の生活の場、すなわち人間と人間の関係および人間と自然の関係によって織りなされている地域を含む。そこでの人間は、生物学的存在を前提とするが、歴史の中で、価値、規範、広く文化を形成し、自らが形成したものによって影響され、発展し、さらにまた、新たな価値、規範、広く文化を形成していくものである。こうして人間の存在は、価値的、規範的な意味に満たされており、人文・社会科学はそのような人間を対象として捉えることにおいて、固有の特徴を有している。1つの考え方であるが、人文・社会科学の構造は、人間と人間集団について原理的な考察をおこなう「基礎社会科学」、人間と人間社会にとってよりよきものを実現すべく解決方法を探究する「応用社会科学」、および人間が作り出した広い意味での文化と人間の関係を探究する「人文学」の3つの層およびその相互関連・相互規定の展開像として捉えることができる。

人文・社会科学の対象が、自然科学と異なって、まずは以上のようなものであるとしても、自然科学との関係をみると、従来のような「明確な」二分法（自然科学は「自然」を対象とし、人文・社会科学は「人間」や「社会」を対象とする）を全面的に維持することは、困難になっている。実際、医学はもとより、最近の生命科学、脳科学、認知科学などの分野は意識や行動や思考を含む「人間」の領域に踏み込んでおり、情報科学は「コミュニケーション」や「社会」のあり方と密接に関わっている。

また、自然科学は「価値中立的」であり、人文・社会科学は「価値志向的」であるという二分法も崩れつつある。環境科学の保全生物学などは、明白に価値志向的である。他方で、記述言語学などは言語使用について規範的判断をしないという意味で価値中立的とも言える。ただし、「価値」そのものを考察の対象とし、その批判的吟味を行うのは人文・社会科学（特に哲学や倫理学）に固有の特徴である。

このように現代では、全てを包摂した形で、自然科学と人文・社会科学の差異を一義的な基準で裁断することは困難であるが、自然科学の視点と人文・社会科学の視点の比較検討を通じて、学術全体における自然科学と人文・社会科学の相補的な関係について一層の考究が期待される。

(3) 学術における人文・社会科学の独自の役割と文理の連携・協働

人文・社会科学は、自然科学が自然を認識し人類のために自然をコントロールすることを目的とするのに対して、人類が自分自身および人類が作り出した社会をコントロールすることを目的とするということができる。人文・社会科学は、人間と社会を適切にコントロールするために社会制度を設計し、その制度を実現するための方法を提供するものであり、それを可能にするために人文・社会科学の知が求められ、蓄積される。このように、人文・社会科学と自然科学は、大きく学術の重要な柱としてそれぞれの役割を担っている。

自然の法則を捉える科学、法則を応用して社会に役立てる技術は、それ自体として、人間にとって不可避の価値や規範の吟味なしにも成立する。それゆえ、科学・技術は、ときとして現代の人間と社会に負の諸問題をもたらすことがあり、それを解決するためには、価値や規範それ自体について、また問題解決のための社会制度について研究する人文・社会科学と自然科学との連携・協働が強く求められている。その協働は、さらに新たな共通の目標と方法を持つ文理統合型の研究領域を発展させる可能性を持っている。

文理の連携・協働また文理統合型研究領域の展開は、自然科学が生み出した「トラブル」の解決のために、人文・社会科学が助け舟をだし、アドバイスをするというものではなく、それぞれの最先端の研究を切り開く「想像力」が互いに刺激しあい、学術の総合力を真に発揮するための先端的レベルの研究において認められる。人文・社会科学が新たな自然科学的知や技術の発見を求め、自然科学が新たな人文知、社会科学知の創造を求めて協働し、さらに統合的研究領域の創造へと学術の発展が導かれるのである。

(4) 科学・技術の社会的コントロールにおける人文・社会科学の役割

文理の連携・協働の1つの重要なあり方としてここでは、人文・社会科学による科学技術のコントロールの役割について述べよう。

少なくとも20世紀前半までは、自然科学の研究は大学の研究室や実験室といった「象牙の塔」の中で、政治経済過程からは独立に、科学者個人の知的好奇心に基づいて営まれてきた。しかし、20世紀半ば頃から、自然科学は個人的事業から国家的事業へと移行する。いわゆる「アカデミズム科学」から「産業化科学」への転換である（J・ラベッツ）。そのきっかけとなったのは、原爆開発のために科学者を戦時動員した「マンハッタン計画」であり、それを主導したV・ブッシュが当時のローズベルト大統領に提出した報告書『科学：果てしなきフロンティア』（1945）であった。これは、戦後アメリカの科学技術政策の基本線を形作るものとなり、「全米科学基金（NSF）」の設立を促し、「プロジェクト達成型」科学を誕生させることになった。つまり、政府や企業の資金援助の下で、国策遂行型の科学技術プロジェクト（いわゆる「ビッグサイエンス」）を請け負った科学者が共同研究を実施し、期限までに目標を達成して出資者（納税者）に対する説明責任を果たすというものである。こうして、自然科学研究は政治経済過程（市場原理）と密接不可分のものとなり、科学者間での研究費（外部資金）獲得競争が激化し、

科学者は巨大プロジェクトを経営する「科学企業家 (scientific entrepreneur)」としての役割を担うことになった。

それと同時に、20世紀後半の科学研究は、単なる自然界の真理や法則の探究にとどまらず、技術開発と一体化して原爆、人工衛星、コンピュータ、ロボット、遺伝子組換え食品など「人工物の製作」へと大きく踏み出しており、それだけ社会生活に直接的に影響を及ぼすものとなっている。科学・技術の目覚ましい成果は、産業化を通じて否応なく社会システムの中に組み入れられ、原子力の安全性や環境汚染や先端医療の諸問題に見られるように、「社会的リスク」や「社会的コンフリクト」を内包し、それと表裏一体のものとなっている。

このような科学研究の現状を、物理学者のワインバーグは「トランス・サイエンス (領域横断的科学)」と呼び、トランス・サイエンスを「科学によって問うことはできるが、科学によって答えることのできない問題群からなる領域」と定義している。その具体例としては、公衆衛生や健康問題、原子力の安全性、環境問題などが挙げられる。これらの問題群は、科学知識と政治的意思決定が密接に絡み合う領域であり、自然科学のみでは結論を出すことができないグレーゾーンの拡大を示唆している。

こうして現代においては、科学・技術の「両刃の剣説」はもはや成り立たない。科学・技術は複雑な社会的メカニズムの中で動いており、善意の使用が悪しき社会的結果をもたらす可能性は十分にありうる。それゆえ、巨大化した科学・技術をいかにコントロールするかは、科学・技術そのものから導き出せず、人類社会の未来を展望する理念（例えば「持続可能性」）の創出を含んだ総合的学術的考察を必要とする。そこにおいては、人文・社会科学の知見とジャーナリズムの批判的機能を媒介にした市民による科学・技術のコントロールが求められる。急激な科学・技術の進展がもたらす社会的リスクや社会的コンフリクトを解明し解決するために、生命倫理、環境倫理、情報倫理、科学・技術倫理などの諸分野が勃興しつつあるのは、その具体例である。

3 人文・社会科学が立ち向かう課題—人類社会・日本社会の未来を創造するために—

(1) 信頼と連帯に支えられた社会を構築する

近年の日本の社会現象には、憂慮すべき事態を示唆するものが多い。うつ病・躁うつ病患者数が1999年に比べ2008年では2.4倍にも達していること（厚生労働省「患者調査」）、20世紀末から自殺率が第2次世界大戦後の大きな価値転換期のそれに匹敵する水準に達していること、2005年には生活保護世帯が100万世帯を突破したこと、貯蓄ゼロ世帯率が増えるとともに若年層での所得格差が拡大していること、非正規雇用と失業率が増加して人々のつながり意識が失われつつあることなど、われわれの安全・安心を揺るがす出来事が様々に指摘されている。こうした状況に歯止めをかけ、人々の信頼と連帯に支えられた社会を構築することが急務の課題である。

人のつながりや支え合いは社会的連帯の基礎である。連帯が弛緩すると、人々が準拠すべき価値規範が失われ、方向喪失感や無力感や不安感が高まって、アノミー（無規制）状態が帰結する。冒頭に掲げた憂慮すべき事態は、自殺やうつ病は言うまでもなく、生活の糧を得るための社会的に承認された手段が安定的に確保できていない状態を表す非正規雇用や失業も、広い意味でアノミー現象として位置づけうる。

社会的連帯の背景には、「他者と共に在る」という意味での共同性が存在する。他者と共に在ることは人間存在の原点であり、他者に関心を抱き、他者に関わり、他者からの働きかけに応答的になることである。応答的(responsive)になることは、すなわち責任(responsibility)を引き受けることである。そして、こうした人間関係（存在）が可能となるためには、人々のあいだに信頼が成り立っていることが前提である。信頼もない状態で、他者に関心を抱いて関わることは大きなリスクを伴うからである。

信頼は他者と関係を取り結ぶための媒体であり、対人的には相手が一定の範囲の行為を採用するであろうことへの期待を、社会的には行為する際の状況の不確実性が想定範囲内であることを意味する。信頼は、人々のあいだに明確なルールが設定されていない状況下で（特にグローバルな国家間関係、初めての取引相手、見知らぬ人との出会いなどで）、安定的かつ効率的な関係を結ぶために不可欠な要因である。信頼は人々が互いに関与しあい、責任ある応答的関係を結ぶための潤滑油でもある。

信頼や連帯が有効に働くことで人々の協調行動が高まり、ひいては社会の効率性を高めることに持つながるはずである。経済領域で進められてきた、市場原理に基づく自由競争の徹底とグローバル化の推進は社会に公平と繁栄をもたらすとされてきたが、現状では、2008年の世界金融危機にもみられるように、この思想は実現の方向に向かって進んでいるとは言い切れない。自己決定と自己責任に関する明確な基準およびルールの確立とその公正な適用が厳密になされないまま自由競争を放置すれば、他者への配慮を欠いた利己主義の正当化、格差拡大の容認、さらに弱者の排除など、人のつながりや支え合いを損ねてしまう危険性があることは否めない。

重要なことは、制度や規範による制約からの自由が拡大したとしても、個々人は孤立して生きていけるわけではないことである。自由で活力ある社会を実現するには、伝統的な共同体の呪縛から解放された個人が、他者と共に生きるための社会的インフラを整

備する必要がある。それは、異質な者どうしが、信頼を基礎として、つながりと支え合いによる連帯を紡ぎだすための条件を、グローバルなレベルで整えることである。近代の誕生により、個人の自立と自由の拡大が進んだが、同時になされるべき新たな連帯の構築こそ、21世紀社会が喫緊に取り組むべき独自の、重要な課題である。

(2) 多元性・多様性を尊重する社会を育てる

日本は単一民族国家であるという誤った認識が今なお一部にみられるが、もともと日本には地域差を含め多様な文化的背景を持つ人々が居住してきた。19世紀、日本近代国家の形成過程において、アイヌの人々は日本国民として「平民」籍に編入されたが、その呼称を「旧土人」とするなど、差別的な政策が取られた。20世紀、日本が朝鮮を植民地とした後、朝鮮半島から多くの人々が日本に移住した。特に太平洋戦争の時期には、ほとんど強制的な方法で多数の人々が日本に連れてこられた。そのうち約60万人の人々が敗戦後も日本に居住し続けたが、彼らはサンフランシスコ平和条約(1952年)に伴う法的措置として日本国籍を剥奪され「外国人」とされた。日本に在住するこれらの人々およびその子孫の法的地位は、それをめぐる長い紆余曲折の後、1991年の法制定によって特別永住者の在留資格が保障されることになり、事態の改善が行われた。他方、長く差別に苦しめられていたアイヌ民族に関しては、1997年に北海道旧土人保護法(1899年)を廃してアイヌ文化振興法が成立し、さらに2008年には、衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、一定の前進が見られた。

近年、グローバル化の進展とともに、外国籍の人々がますます多く日本に居住するようになり、現在では200万人を超えている。日本国内に誕生する夫婦の17組に1組が国際結婚であり、農村では、「外国からの花嫁」が増えて、家族内のコミュニケーションの問題など今までになかった問題が発生している。また、社会の少子高齢化に伴う医療・福祉領域等における外国籍労働者の導入や文部科学省の「留学生30万人計画」にそった外国人留学生受け入れなど、外国籍の人々のさらなる増加が予想される。

このような日本社会の現実の変化に合わせて、異なる文化を背景を持つ人々が多元性・多様性を互いに尊重しながら、平和的に共生する社会を実現するための取組みは焦眉の課題となっている。そのためには、日本国内の行政的・法的整備を急速に進める必要がある。しかし、それと並行して、多元的で多様な価値を尊重する社会全体の意識を高めることが重要である。多文化共生という標語の下にこれまで行われてきた施策は、主として外国籍住民やその子どもたちに対する日本語教育、外国籍の人々にかかわる条例等の多言語での表記、相談窓口の設置等、外国籍の人々の日本社会への適応を促進するためのものであった。しかし、多元性・多様性を尊重しつつ共生するためには、社会の中に存在する多様に異なる文化についての理解を深める土壌を築き、マイノリティーが常に我慢を強いられるという状態を改革しなければならない。

多様に異なる文化を相互に理解するためには、自文化中心主義を克服しつつ文化的伝統を継承しうる柔軟な思考とともに、相互の異なるニーズを理解しあった上で負担を分かち合う姿勢が不可欠である。そのためには、まず身近な異なる隣人との交流から始め

て、しだいにその視野を広げていくことが必要となる。そのようにして、文化の多元性・多様性を尊重する社会的意識が高まっていけば、それは、より広い意味での異文化、すなわち差別されるものへの暖かい視線となって、普遍化していく。こうして、女性やセクシャル・マイノリティー、障害者のようにこれまで差別の中に置かれていた人びとの存在へと視線が延びていくことになるであろう。これらの課題を達成するために人文・社会科学がなすべきことは多い。

(3) 「機能する民主主義」を実現する

第二次世界大戦後、日本社会も民主化の道を歩み、民主主義と言われる制度の構築が進められてきた。その結果、今日の日本の市民は「多様な情報源」や「投票の自由」、「政治指導者が民衆の支持（投票）を求めて競争する権利」、「公職への被選挙権」という「民主主義を保障する制度的要件」を手中に収めるに至った。しかしそれにも関わらず、日本社会において「自分達のことを自分達で決定する」原理としての民主主義を実感している市民は多くない。例えば、世界各国の市民を対象に行った比較調査によると、「民主主義に対する満足度」に対して、日本の市民で「満足している」と回答した人の割合は50%しかおらず、「不満である」と回答した人の割合が42%に上っており、他国と比べて「満足している」市民が少ないことが分かる。さらに近年、折角、手に入れた「市民の機会」を放棄し、選挙の際に棄権する市民が少なくないことも懸念されている。また、日本の市民で「日常、政治について家族や友人と頻繁に議論する」人はわずか5%しかおらず、「時々、議論する人」も38%に留まっている。これは先進諸国の中で最も低い値であり、如何に日本の市民が政治について積極的に関わろうとしていないのかが分かる。いわゆる「傍観者民主主義」と呼ばれる現象である。

そこで、その理由がどこにあるのかを分析してみると、「自分が政治に関わる（具体的には、投票したり、友人・知人と議論したりする）ことで、政治が良くなると思うかどうか」という「政治的有効性感覚」の欠如にあることが分かる。つまり、日本の政治的有効性感覚が他国に比べて低い値を示していることから、政治に対する関心や知識はあるものの、自分が積極的に関わっても政治が良くなるわけではないという気持ちが、日本の市民に強くみられる。換言すれば、日本では「制度」としての民主主義は揃っていても、現実には民主主義を実感することができず、民主主義の制度が機能不全を起こしていると言っても過言ではない。具体的には、市民が望む政策と現実に執行される政策との間に乖離があるために、経済状況における地域間格差や個人間格差が拡大し、包摂社会から排除社会に向かいつつあるという問題が生じている。

そもそも民主主義とは、われわれ有権者が自分達で自分達を治める政治制度である。だから、民主主義においては有権者の選好をできるだけ反映させる制度が必要となる。ところが、現実には、有権者がどれほど国の政治に対して「民意を負託する」ことができてきているのかが問題である。こうした状況を変えていくためには、人文・社会科学の諸分野が連携・協働して民主主義の機能を改善するための制度改革を研究・提言していかなければならない。この問題は、人文・社会科学において他に担う分野はなく、今後の

人文・社会科学が避けて通ることができない、立ち向かうべき重要な課題である。

(4) グローバル化の中で平和を創り出す

2009年4月、アメリカのオバマ大統領がチェコのプラハで行った「核のない世界」の提唱以来、世界では核兵器全廃の期待が高まっている。しかし、他方で、北朝鮮が核実験を強行し、テロリストによる核攻撃の危険が憂慮されるなど、世界平和の前途は楽観を許さない。それ故、真の世界平和を構築する方途の解明は21世紀の人類社会の安全確保にとって喫緊の課題となっている。

20世紀は「戦争の世紀」といわれ、2度の世界戦争では数千万人もの犠牲者を出した。世紀の後半には米ソ間で戦争瀬戸際の緊張状態が持続する「冷戦」が進行するとともに、東アジアや西アジアでは局地的「熱戦」が何度も勃発した。他方、このような度重なる戦争体験は、人類に戦争防止の努力を促し、20世紀後半期には国際機関や国際法の強化、地域統合の進展によって戦争を防止する努力が進み、米ソ間では紆余曲折を経ながら一定の核管理の体制が形成された。20世紀末には、東西の「冷戦」が終結したが、局地的覇権を狙う戦争や地域・民族紛争が多発した。

21世紀の世界では、2001年9月11日の同時多発テロ事件により、「テロとの戦い」が始まり、テロの脅威や内戦的な地域紛争が多発し、独裁国家や「非国家主体」による「新しい戦争」の脅威が高まっている。かつて核兵器は戦争の「抑止力」と位置づけられたが、核保有国の拡散が進む現在では、局地戦争やテロ攻撃に核兵器が使用される危険が高まっている。

21世紀の世界平和を構築するためには、核兵器の全廃を進めると同時に、「新しい戦争」を防止する方策の解明が不可欠である。核兵器の全廃については、長時間の交渉が避けられないので、並行して核兵器の軍事的影響力を低下させる努力が不可欠である。具体的には、米中などの批准による包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効、インド・パキスタンなどの新しい核保有国を含めた核不拡散体制の再構築、核兵器がテロリストに渡ることを防止する兵器用核物質生産禁止（カットオフ）条約の成立、核保有国による核先制不使用宣言などの措置である。これらの措置の実現には軍縮や軍備管理を中心とする国際政治学や平和学の成果の応用が必要であるし、唯一の被爆国である日本が率先して、原爆被害の実相を世界に発信し、世論高揚に努める上では、特に歴史学や社会調査などの成果の普及が必要である。

「新しい戦争」の防止には、第1に、通常兵器の削減や兵器貿易の抑制が必要である。この点では国際的NGOが北欧諸国などと提携して実現した対人地雷やクラスター爆弾禁止条約の活動が先駆的である。今後はますます、大国間外交を補完する中小国や国際NGOの活動が重要になるが、それは「市民社会の国際的拡大」による「国際公共性」の拡張という意味を持っている。第2には、紛争の原因となっている貧困や差別といった「構造的暴力」を一掃するために、武力による安全保障ではなく、経済援助や人的能力開発などによる「人間の安全保障」の強化が重要になる。第3には、宗教・民族紛争の原因の1つである不寛容の精神を一掃するため「文明間対話」を促進し、各地に「多文化共

生」の環境を広げる努力が必要である。これらは、地域研究や宗教学、国際政治学、開発経済学、国際法学などが中心的に取り組む課題であろう。

(5) グローバルな社会政策・経済政策で格差のない世界を展望する

グローバル化の駆動力の1つは明らかに経済グローバル化である。それは雇用の創出や生活水準の底上げなど、人類社会に利益をもたらしつつも、国際的および国内的な格差を拡大させていると懸念されてきた。アメリカの住宅サブプライム・ローンの破綻に始まった金融危機は、2008年には諸国の実体経済にまたたくまに波及した。このように災厄がほとんどリアルタイムで地球規模に広がる現象も、グローバル化の一側面といえよう。

個別の主権国家が独自に社会政策・経済政策を立案し機能させる余地は、金融の自由化を基軸とする経済グローバル化により狭まってきた。各国が国際収支の不均衡をまかなう上で、政府の財政政策や金融政策がコントロールできない資本の短期的移動が決定的となったからである。

主権国家レベルの社会政策・経済政策の手詰まりに対して、例えばEUのような超国家的地域のガバナンスやサブナショナルな地域のガバナンスが注目され、福祉国家にかえて福祉ガバナンスという捉え方も浮上した。また、ある国で開発され有効性が認められた社会政策プログラムを、他国で取り入れるケースがいつそう頻繁に見られる。さらに経済危機や債務危機を契機に、国際労働機関（ILO）や世界銀行（WB）、国際通貨基金（IMF）などの国際機関が、諸国にたいして社会的保護のプログラムを助言・融資する場面も目立っている。そして、環境や貧困削減に取り組む国際NGOなど、グローバル市民社会による政策提言も影響力を増している。

「グローバルな社会政策・経済政策」はこれらの動向を捉える概念であり、今回の世界金融経済危機によりグローバルな格差是正という課題の重要性と緊急性が急速に認識されるようになった。失業や事業破綻、賃金切り下げなどによる広範囲の困窮が放置されるならば、社会の持続可能性を危うくし、紛争やテロの温床ともなるからである。同時に、経済グローバル化の下で堆積した格差や不均衡が、金融経済危機を招いたという側面も看過できない。

周知のように、いわゆるグローバル・インバランス、すなわちアメリカの膨大な経常収支赤字と輸出国の黒字が急拡大したことが、今回の危機の背景である。2000年代のアメリカで経常収支赤字が拡大した原因が、医療費を中心とする家計部門の過剰消費にあったことも、広く知られている。市場志向型の極といえるアメリカの社会政策の下では、全国民をカバーする公的医療保険が存在せず、それは、膨大な無保険人口と医療費の高騰をもたらすだけでなく、世界経済危機の原因ともなった。

黒字国では経済成長を過度に輸出に依存する体質を改め、内需主導の回復を遂げることが求められている。中国、中東、日本などの黒字国では、2000年代に貯蓄超過が拡大した。日本の過剰貯蓄は所得上位階層に集中し、年金制度の将来への不安などが貯蓄の動機と推測される。格差の拡大と社会保障の不備ないしその将来不安が、中国や日本で

の過少消費と過剰貯蓄を招いたとすれば、国内的・国際的に格差を是正する社会政策・経済政策は、グローバル経済の安定性とともに入類社会の持続可能性にとって肝要といえよう。

(6) 「公共的言語」を確立し、知の基盤を作る

言語は全ての人間活動の「動的な基盤」である。なかでも、その中核となるべき「公共的言語」を我々の日本語空間において改めて確立し直すことは、直面するグローバル化の時代にあつて日本が内外においてその進路を見失わないために、いま一度意識化され、強化されるべき中心的課題の1つである。

人間と人間集団についての学である人文・社会科学は、日々の言語的活動において自ら「公共的言語」を創りだし、強化していくと同時に、その基礎となるべき日本語の歴史的・空間的拡がりの重要性を再確認し、公的なデータ・ベースの構築などを通じてその確保に努める責務を負っている。

言語は言うまでもなく、単なるコミュニケーション手段ではない。言語は認識や思考、感情などを伝える表現・伝達手段であると同時に、人間が自分の認識・思考・感情を自覚的に把握して、さらに深めていく時に不可欠な「内面の媒体」である。さらに言葉は文字の使用によって、認識・思考・感情を記録・保存し、空間と時間を越えて他者と後世に共有可能なものにする。言語によって、個人的・集団的記憶は、「記録」となる。言語は、人間が歴史の時間と空間の中で、個人的かつ集団的に自己を展開していくとき、そのダイナミズムを支える必須の「動的な基盤」である。

言語は、現実の運用においては大きく整理して言えば、3つの相を持っていると考えられる。それは私的空間（＝相互理解圏）内において通用する「私的話し言葉」、他者が存在する公共的な空間を前提とし、そこでの相互の理解と交流のために使用される「公共的言語」としての「書き言葉」、さらに公共的な場での直接的な意見の交換を可能にする「公共的話し言葉」である。そしてその三者は循環し、互いに影響を与えて、言語の力を活性化する。

だが、いまグローバル化と異文化交流の時代にあつて日本語の現状を考えれば、公共的空間における相互理解の論理に耐えうる「公共的言語」（書き言葉／話し言葉）の力が、著しく衰えていることが憂慮される。「公共的言語」の交わされる代表的な場である硬質なジャーナリズムは衰退し、また日々報じられる政治や行政の場における発言やそれを報じる一般的なジャーナリズム自体の言葉には、そこで要求される十分な深度と論理性を持たない言説が頻出する。「公共的言語」は「内面の媒体」として、その社会の知を耕し育て発信する力、そしてさらに他者である異文化を正しく理解し、評価する力の基盤である。今後の日本の構想力、革新力、そして文化発信力・受信力を育てるためには、「公共的言語」の再確立が急務である。

国際共通語としての英語力もまた、「公共的言語」を「内面の媒体」とすることによって構築された知の力があつてはじめて、その意味を持つ。

さらに、「公共的言語」の衰えが「私的話し言葉」の働きを貧しくし、人々を「空気

の読める」狭隘な相互理解圏へと閉じ込めて、広く普遍的な公共圏の生成を妨げ、それが再びまた「公共的言語」の衰えの原因となっていることも指摘されねばならない。

(7) 世界史的人間主体を育成する

現在のグローバル化の中で目指すべきであるのは、諸地域の文化や伝統を損なうことなく、全人類が多元的文化の恩恵に浴することのできる、他者への許容度の高い世界であろう。それは、どのようにすれば実現可能であろうか。

今では世界の政治地図の基本的編成原理として確立している国民国家は、19世紀ヨーロッパで形成されて、今日に至っている。しかし、そこに問題がないわけではない。国民国家の形成は国民の一体感を醸成し、それがさらに国家としての一体性を強固にした結果、国家という枠組みで統合された人々の国民としてのアイデンティティは、ナショナリズムとして強く作用し、20世紀の歴史に度重なる戦乱、動乱をもたらしたからである。

一方で、インターネットを含むコミュニケーション手段の発達や普及は、人々の移動や情報の伝達がいとも容易に国境を越えてしまう現実をもたらした。例えば国際テロリズムや急速な世界経済危機の襲来のような、国民国家の枠内では解決不能の問題が次々と生起している。しかし、「現実」が先行するこの様な事態に対し、21世紀世界は、まだ効果的な対処法を示し得ていない。国民国家を超えて新たな統合を目指す試みが必要である。

世界の現実を前にして望まれることは、国民国家の枠を超えて世界的視野で問題の所在を発見し、世界的規模で問題の解決を図ろうとする、地球市民の育成である。例えば地域住民・日本国民・地球市民の三層構造のアイデンティティを持つ者であれば、より豊かで開かれた世界を実現させることができるに違いない。

地球市民としてのアイデンティティの共有が可能となるような、国民国家に代わる新たな枠組みの形成は、大きな困難を伴うように思われる。しかし、ナショナリズムを超えたところでの高次の集団形成が可能であることは、すでに、ヨーロッパ連合の成立とその後の拡大が示しており、また、人類が歴史上で度重なる自己変革を果たして今日に至っている事を考えれば、さほど難しいことではない。

地球市民としてのアイデンティティ形成には、歴史の共有が不可欠である。いずれ、共有可能な世界史を多言語で叙述することが、人類の大きな課題となるであろう。そこに到る途上で、日本の研究者は、日本史を世界史の中に位置づけることを容易にするべく、一部の研究機関がすでに着手しているような、日本史に特有の概念や用語の国際共通語である英語による定訳を作成・公開するシステムを構築すべきである。そうするならば、歴史用語を国際的レベルで共有し、世界に開かれた日本史研究・日本考古学を展開することができるであろう。

日本史を世界史の中に位置づけることは、近隣諸国とのあいだでの相互の歴史理解を容易にし、かねてより存在していた軋轢の解決も可能となろう。さらには世界の諸地域の人々とのあいだでの相互理解を促すとともに、アジアの辺境にありながら様々な条件

によっていち早く近代歴史学を発展させ、浩瀚な史資料の収集と精緻な史料分析の伝統を確立している日本の歴史研究は、世界レベルでの歴史研究の水準を高めることになろう。それが、世界的視野で問題を発見し、その解決に取り組むことのできる人間主体の育成へとつながることは間違いない。

4 学術研究体制の現状と改革課題

(1) 大学における教育・研究の現状と改革課題

国立大学の法人化は日本の高等教育の将来に極めて大きな影響を及ぼした。法人化や人事制度、認証評価機関による第三者評価の義務化など、政府が相次いで打ち出した大学改革政策が一段落し、第1期中期計画目標期間（2004-2009年度）が間もなく終わろうとしている。大学における教育と研究の現状を整理し、それを踏まえて課題は何かを明らかにしたい。

- 1) 大学運営・経営の集中化：従来、部局自治が強く、大学組織全体として動くことが困難であったが、法人化に伴い、学長が運営・経営責任者として予算配分や人事、施設設備の活用の全てにわたり全学的視野から運営することが可能になった。その一方で、国の行財政改革の制約の下、国立大学法人の自律的な裁量権は大幅に狭められている。
- 2) 運営費交付金等の縮減：運営費交付金の毎年1%分の削減や私学助成の減少の中で、競争資金への依存が拡大し、安定した大学運営の見通しが得られない。法人評価を踏まえた予算配分には効率化や経営改善の係数がかけられ、また、小・中規模大学、特に教員養成系大学の人件費はいまや運営費交付金の8割から9割を占めており、大学の経営・運営基盤の崩壊が懸念される。国立大学法人の間には、発足時点から前身の帝国大学や旧制専門学校等の“格”を反映した巨大な人的・物的資源格差が存在し、この格差が評価に基づく競争的資源配分政策を通じて顕在化しつつある。
- 3) 常勤教員の削減と任期付教員の増加：パブリックセクターの総人件費抑制方針の下、常勤人件費が大幅に削減されている。医学部や工学部のない、小・中規模大学においては、産学連携による増収の手立てが少なく、運営費交付金の減額と人件費の削減は、大学の命綱である教職員の定年後の人員補充を困難にし、学長の戦略的配分のポストも縮小させている。常勤教員の削減を補うべく各大学では競争資金を獲得して任期付教員を雇用し、教育研究の質の担保に努めているが、長期的な見通しがつかずに教育研究体制が不安定化している。その中で若手研究者の士気が低下している。
- 4) 資源配分の自然系応用科学への傾斜：高等教育・学術研究を支える公的資金の流れは、自然科学系の応用研究、先端的な科学技術の研究開発に対して、人文・社会科学分野の手当てが極めて不十分になっており、その基盤確保が危ぶまれる。
- 5) 基盤的経費の削減：「21世紀COE」、「グローバルCOE」や「大学院イニシアチブ」に代表される大学院重視の競争的で重点的な予算配分政策が導入されたが、全体として十分なものが確保される保証はない。その一方で、産学官連携の名のもとに、研究活動にかかわる外部資金調達圧力が著しく高まり、教育活動や基礎的な研究活動を支える基盤的経費の厳しい抑制・削減策が取られるようになった。その影響は人文・社会科学分野に特に大きく、教員たちは研究時間を割いて競争資金獲得のための申請書の準備を強いられており、学術振興予算の増額が必要である。
- 6) 受験生人口の減少：18歳人口の急減と進学率の飽和化による進学者数の長期的な減少と相まって、経営基盤としての学生数の確保のために大学間での生き残りをかけ

た獲得競争が激化しつつある。教員にとって、受験生集めのオープンキャンパスや模擬授業・出前授業の負担が大きい。

国立大学の法人化は、私立大学、公立大学を含んで日本の大学制度において競争原理を政策的に推進する梃子となっている。問題は、競争原理そのものではなく、競争システムが学術研究の発展に適切に作用するように設計されるかどうかにある。また、大学における学術研究および高等教育に対する公的財政支出が抑制される中で、競争的な資金配分が行われることが大きな矛盾を生んでいる。高等教育機関において、人は「コスト」ではなく「リソース」である。いかに質の高い教員を確保するかが大学の命運を左右する。人文・社会科学系中心の小・中規模大学を含めた地方の教育系大学が果たしてきた人材育成への貢献や知の水準の向上に果たしてきた役割の大きさにかんがみると、「科学技術立国」を偏重し、上記の役割を顧みない高等教育政策は、日本社会の未来を危うくするものである。このような高等教育政策のあり方は、根本から再検討されなければならない。

(2) 人文・社会科学における若手研究者の育成

① 若手研究者の現状

大学院の拡充強化は、日本の学術研究を支える人材を作り出すために極めて重要な課題である。大学院の重点強化に伴い、日本の大学院学生数は、直近 20 年の間に約 3 倍に増加したが、現在でも先進国との比較において日本の大学院学生数は相当に下回っている。人口 1000 人あたりの大学院学生数は、アメリカとイギリスは日本の 2 倍、フランスは 4 倍である。

大学院の拡充強化に際して重要な問題は、養成される若手研究者数の増加にみあうだけの「将来の見通しのあるキャリア・パスの総合的なデザインとそれに応じたポスト（職位）」が用意されているかどうかにある。分野を問わず、大学院で研究者として養成された者が研究者として働く場を適切な形で十分に確保できないという意味で、若手研究者問題は深刻である。いわゆるポストドクは、常勤職ではない「非正規労働者」であり、様々な研究プロジェクト資金により任期つきで雇用され、社会保険の加入率も半分以下となっている。このため、キャリアや年齢にみあわない低収入に甘んじざるをえない。2008 年の状況として 1 万 5 千人を超える「ポストドクター等」（博士号取得者および博士課程満期退学者）が、競争的資金などの外部資金や運営費交付金ならびに私学助成を原資として任期つきで雇用されており、キャリア・パスの整備・確立に向けて、さしあたりこれら原資の一層の充実が望まれる。日本学術会議は、これまでもこの問題を指摘してきたが、困難な状況は続いており、一層の改善の対策と取り組みが必要である。

② 若手研究者の進路問題

人文・社会科学分野における大学院修士・博士課程修了者の進路問題は、極めて深刻である（以下、文科省学校基本調査・2009 年 3 月修了者のデータ）。修士課程修了

者について、ア) 博士課程への進学、イ) 就職、ウ) 専修学校・外国の学校への入学、エ) 一時的な仕事に就いた者、オ) アからエ以外の者、カ) 死亡・不詳の分類にしたがうと、オ)およびカ)に分けられる者は、人文学分野で 28.2%、社会科学分野で 30.6%、教育学分野で 19.4%となり、工学分野の 4.0%、理学分野の 6.2%に比べて格差が著しい。また、就職した場合でも、「専門的・技術的職業」(小・中・高校・大学の教員を含む)に就いた者は、人文学分野で 52.7% (教員 18.3%)、社会科学分野で 22.1% (教員 3.8%)にとどまっており、工学分野で 91.3%、理学分野で 79.2%が専門的・技術的職業に就いていることと比べて大きな相違となっている。このように、修士課程修了者についてみると、工学・理学分野においては、専門技術者としての社会の受け入れ体制が成立しているのに対して、人文・社会科学分野では、社会との連携が成功しているとはいえない状況がある。

博士課程修了者についてみると、オ)、カ)に分けられる者は、教育学を含めた人文・社会科学全体で 47.6%に達する。これに対して、工学分野では 23.7%、理学分野では 28.0%である。文理を問わず放置できない状況にあるが、文系はより厳しい。

博士課程修了者の就職(2009年3月修了者)をみると、その8割以上は専門的・技術的職業に就き、全体の50.3%が大学教員となっており、教育学を含めて人文・社会科学分野では、就職先として大学教員の比率が極めて大きいという特徴がみられる。工学・理学・農学・保健(医学)分野では、大学教員に就いたのは、全体のおおむね13-20%である(大学教員への就職比率は2008年3月修了者のデータ)。このように、自然科学系に比して、人文・社会科学の博士修了者の雇用状況は、大学教員のポスト数に決定的に依存している。しかし、大学教員のポストの増加は、頭打ちであり、また、教員構成が教授中心になり、若手新規採用のためのポストがむしろ減少しているということが問題を一層深刻にしている。

こうした状況の下、優れた人文・社会科学の学部学生が大学院進学を諦めざるを得ないケースが相次いでいる。もともと日本は、修士・博士学位取得者の構成比において、工学・理学・農学・医学が3分の2(66.5%)を占め、特に工学の比重が38.7%と大きく、人文芸術系は8.9%、社会科学系は11.4%、教育・教員養成系は5.6%と割合が少ない。このような人文・社会科学系の比重の小ささは、日本の特徴である。英米仏などの欧米諸国は、人文芸術系、社会科学系、自然科学系の3つのバランスがとれており、人文・社会科学系の比重が日本より相当に大きい(文科省「教区指標の国際比較・平成21年度版」)。

③ キャリア・パスの改善

このまま推移すれば、欧米諸国に比して、日本の人文・社会科学の学術的基盤は、一層脆弱化するという危機的な状況にある。こうした状況を改善するための方策が必要である。まず、学術政策において「若手研究者」の定義を見直すことが必要である。最近、若手研究者を30歳代前半までとし、30歳代後半以降はキャリア選択に入ることが望ましいという意見があるが、理学・工学や生命科学とは異なり、人文・社会科

学では博士号を取得するために膨大な資料や現地調査を要するために 20 代で博士号取得すなわち博士課程修了となるケースは少ない。さらに、医学や工学と異なり、人文・社会科学では博士号取得者の進路として研究者以外の選択肢はほとんど残されていない。そこで具体的には、研究者に関する助成措置などにおける「若手研究者」の定義を自然年齢の絶対的な要件を排して、30 歳代前半から博士号取得後 7 年程度までとするとともに、彼らが継続的に雇用される常勤研究職に就くまでの間の経済的支援制度を設けるべきである。

社会科学系では、専門職大学院の設置により大学院レベルでの研究者養成と専門職養成の 2 コースが公式の制度として運営が開始された。これは、大学の研究者と社会の技術者を養成する自然科学系のあり方にコンセプトとして近接するようにみえるが、法学系にみられるように、現実には専門職養成コースと研究者養成コースとの競合関係や接合関係が問題となっており、若手研究者育成についてより総合的な制度の検討が必要となっている。

また、人文学系の研究者のキャリア・パスについては、とくに学術分野の固有性が重視されるべきである。人文学系では、例えば少数民族の言語研究のように、多くの研究者が競争して成果をあげるといふより、世代的に研究を継承する研究者を少数でも必ず確保すべき研究領域が多く存在している。これらに関しては、現場の研究者の連携によるキャリア・パス作りを可能にする条件整備が求められる。2005 年の学校教育法改正の主旨にのっとり、新たに作られた職階としての助教をキャリア・パスに位置づけて、比較的長い任期制の下で、若手研究者にゆっくりと研究に専念する機会を保障することも考えるべきである。

④ 学術的専門職の整備・確立

人文・社会科学の若手研究者の社会への受け入れについて、アカデミズム以外での専門職としての処遇を広範に考える必要がある。サイエンス・コミュニケーターの養成、中等教育教員への受け入れ、学術行政への登用など、国として積極的に施策を実行することが望まれる。具体的には、国家公務員や地方公務員における「大学院卒」の新設、図書館司書や博物館・美術館の学芸員、地方自治体における文化政策担当者などに大学院修了者にみあう地位と処遇を保障した専門職を設け、若手研究者の社会的受け皿を作ることが緊急に重要である。また、民間企業と大学の情報交換を緊密にし、民間企業の大学院修了者へのニーズに適切に応えることが必要である。

⑤ 大学の質的強化

こうした現状を踏まえて研究・教育の拠点である大学の質的強化こそが、若手研究者問題に対応する政策の基本に据えられねばならない。そのためには、日本の高等教育への公的財政支出を増大することが不可欠である。教育費の国際比較は、公的財政の出動において日本が大きく遅れていることを明らかにしており、高等教育への公的支出を、GDP 比の 0.5%以下の現状を改善し、他の先進国なみ（おおよそ 1%）に引

き上げることが事態の打開への基本的方策である。

(3) 人文・社会科学における女性研究者の現状と改革課題

① 人文・社会科学分野における女性研究者比率

『男女共同参画白書<平成 21 年度版>』によれば、人文・社会科学分野の女性教授比率は各 19.4%、11.1%で、理工系分野（農学 1.9%、工学 2.2%）に比べて高い。しかし、専門分野による隔たりが大きく、学問に性別役割分業が入り込んでいることを無視することはできない。例えば、2002 年度の学術会議登録団体（当時 7 部制）の女性会員比率は、人文系（文学・教育学・心理学など）34.7%に比して、法学・政治学では 13.1%、経済学・商学では 10.7%であり、後 2 者は農学（13.6%）・医学（22.0%）より低い（原ひろ子他編『ジェンダー問題と学術研究』2004 年、ドメス出版）。

② 研究阻害要因

女性研究者にとっての研究阻害要因は、男性研究者のそれが画的であるのに対して、実に多様である（原ひろ子編『女性研究者のキャリア形成—研究環境調査のジェンダー分析』1999 年、勁草書房）。すなわち、男性の場合は、「雑用が多い」「研究時間が十分とれない」という理由が圧倒的に多いが、女性からは、それらに加えて「人事の不公平」「職場の人間関係」「不安定なポスト」「情報が不十分」「性差別の存在」など多様な阻害要因が示され、妊娠・出産・育児・介護などのライフイベントにも男女差がみられた。また、「若手研究者の育成」の項で示されているように、人文・社会科学系大学院修士課程修了者のほぼ 3 分の 1 は、確定した進路を見出せない状況に置かれ、博士課程修了者については、5 割以上が同様の状況にあり、いずれの場合もやや少し女性がより不利な状況にある。

以上のように、人文・社会科学分野は、理工系よりも相対的に女性研究者の割合が高いとはいえ、数多くの女性研究者が、ライフイベントと研究の両立に苦悩し、その結果、研究を持続できずに中断に追い込まれていることが推測される。この事態を踏まえて、人文・社会科学分野における女性研究者の活躍を支援し、研究と出産・育児等の両立に配慮した取組みを推進することが必要不可欠である。

③ 支援プログラムの強化の必要性

近年では、学術分野の男女共同参画推進のために各種の取組みが行われているが、科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業（2006 年度～）も、「女性研究者養成システム改革加速」事業（2009 年度～）も、理工農学系の女性研究者養成を加速することに主眼がある。たしかに、理系分野の女性研究者を支援する事業は科学技術政策における重要課題であるが、同時に、人文・社会科学系女性研究者の実態を調査して分野内の格差等を明らかにしつつ、人文・社会科学系女性研究者の研究継続を図るための支援プログラムが同程度に重要であるという認識を国の政策や学術団体の運営において基本に置くべきである。

5 人文・社会科学はどのような発展を目指すか

(1) 社会のシナリオの総合設計を舵取りする

我々は新しい時代の入り口に立っている。グローバル化と知識社会の到来、少子高齢化の時代を迎えて、価値体系や社会システムが大きな転換を迫られている。同時に、前世紀に人類が獲得した知識・技術の量は史上最大といわれている。このような状況の下で、知識・技術を活用して、市民、地域、国、世界の各レベルで我々が直面する課題を予見し、解決策を見出すとともに、近未来のあるべき社会を設計し、その実現を目指して戦略的に知識や技術を創出することが強く求められている。

第3期科学技術基本計画では、政策の大きな柱としてイノベーションが掲げられ、「科学的発見や技術的発明を洞察力と融合し発展させ、新たな社会的価値や経済的価値を生み出す革新」と定義されているが、「洞察力」との融合による新たな価値の創出は甚だ心もとない。この中で近年、「社会技術」という概念が注目をあびている。「社会技術」とは、社会問題を解決するため、あるいは何らかの社会的価値を実現するために、自然科学と人文・社会科学の複数領域の知見を統合して編み出される技術である。とりわけ、人文・社会科学は社会のシナリオの総合設計と、その実現に向けて諸科学の編成と舵取りをする使命を担っている。

例えば、人口の少子高齢化は21世紀の人类的課題の1つであるが、とりわけ世界最長寿国である日本は、そのフロントランナーとして他国に先駆けて高齢社会の諸課題に直面しており、その対応を世界が注目している。2030年には人口の3分の1が高齢者、その内でも80歳、90歳代の高齢者が倍増（1000万人増）するという未曾有の超高齢社会を迎える。若い世代が多数で人口構成がピラミッド型をしていた時代に作られた現在の社会システムは、こうした超高齢社会には到底対応できない。人口の高齢化の影響は医療・福祉領域にとどまらず、経済・産業・文化の広い領域で相互に関連する複雑な課題を提起している。

こうした課題を解決するためには個人の長寿化と社会の高齢化に応じた新たな価値観の創造と社会システム・生活環境の抜本的見直しが必要で、あらゆる学術分野の貢献が期待される。しかし、従来の縦割りの学術分野（医学、経済学、工学など）における個別的研究の集積では、超高齢社会の広範で複雑な課題解決に学術が有効な貢献をすることはできない。人間社会全体の将来を見据えた諸科学の戦略的な連携、協働、そして統合的な研究が必要である。

そのためには、近未来の超高齢社会を歴史的視座から展望し、人々の幸福に資する持続可能な社会の構想、その実現のためのロードマップ（研究課題の洗い出し、プライオリティーの設定、資源配分、タイムテーブルを含む）の策定が極めて重要となる。心、価値、規範を持つ生活者としての人間と社会、その産物を歴史的に理解し、人間と社会にとってよりよいものを探求する学問である人文・社会科学が、この過程で中核的な役割を担うべきである。この場合、生命科学や理工学の知や技術が高齢社会の課題解決に多大な可能性を有することは言うまでもない。21世紀の人类的課題解決に寄与すべく、

学術全体の方向づけ、諸科学の有機的な機能分担、連携・統合の媒介と調整という先導的な役割を人文・社会科学はもっと自覚し、積極的に担うことが期待される。

(2) 人類社会の持続可能性の発展に貢献する

持続可能な地球社会の発展を目指して解決すべき問題は、生物圏を含む地球環境保全、エネルギー問題から、国際社会の政治的、経済的、軍事的な緊張関係、さらには異文化間の価値観の相克などにいたるまで、実に広範囲に及びかつ相互に錯綜しあい、人類にとってまさに未曾有の全地球的課題となっている。

この状況の下で、人文・社会科学の分野、なかでも哲学的思索を基礎とする人文学研究がなしうる貢献の可能性は決して小さくない。ここでは「環境」に関わる概念を、自然科学の一義的、客観的理解と別の視点から、哲学的に再検討するという課題を取り上げよう。ここでいう「哲学的」とは、人間が均一ではなく、バラバラな存在でもなく、共に生きることを求め、世代から世代へと生をつなぐものであり、そのような人としての実存的なあり方を十全に受けとめつつ、普遍の言葉と論理をもって根本から問いかけ、議論し、理解し合い、あるいは調停を図り、1つの落ち着きどころを探り出すというそのような知的行為を含意するものである。

「哲学的に再検討」しようとする場合、西洋近代思想と異なる文化的土壌に育まれた東洋思想に注目することは、1つの重要な方法である。仏教を含むインド思想においては、自己の欲望をコントロールし、自己中心性を克服して、自己が他者ないし取り巻く世界・自然＝環境と融和的な関係を確立することが求められる。また人間の優越性よりも、生きとし生けるもの一切との一体性が強調される。その代表的な思想が仏教の無我の教えである。それに加えて、人類は絶えず進歩するという歴史観よりも、元来、人間は欲望に流され真の自己を見失って、充実した生をまっとうできない愚かさに支配されがちである、との人間観が根底にある。

こうした考え方は、かつて、生に対して消極的、悲観的であり、現実の変革を企てず受身的で前近代的な思想として否定的に評価されていた。しかしいまや、地球環境の有限性、存続の危機が人類社会に迫る中で、こうした価値観を改めて見直すことが課題となる。仏教哲学にとって環境は、自己とは切り離された客観的、没我的世界ではなく、自己と極めてパーソナルに関係し合う存在として捉えられる。自己の内的、精神的修養を通じて、環境への自己の関わり方を変容することで、結果的に融和的な環境世界を実現する理論的（哲学的かつ実践的）システムとも言うべきものが仏教（唯識思想はその代表）には見いだされる。

ここに示した課題は、西洋近代以前の伝統・文化・思想に回帰するという振り子型の発想に立つことでは決してなく、世界における文化・思想のより豊穡な多様性を求めて、新たな可能性を追求することである。それゆえ、西洋近代思想の批判精神に学びながらも、そこにある自然環境を一方的な支配の対象とする観念を批判的に捉え返し、多様な伝統文化の今日的意義を検討し、持続可能性問題をめぐる哲学的思索を展開することが重要である。そこでは、自然科学・工学における専門知と人文・社会科学的な専門知が、

人類社会の持続可能性問題についてそれぞれの学問的切り口の違いを自覚しつつも、共にこの地球社会に生きるという問題意識を明確な形で共有し、学問的連携・協働に向かう取組みが求められている。

(3) 社会的・文化的多様性に根ざす人間の尊厳と主体的自由を追究する

人文・社会科学は、人間存在から出発することにおいて、個々の人間が尊厳ある主体的な存在として尊重されねばならないという普遍的な視座に立つと同時に、歴史的・文化的・社会的に多様な生活環境の土壌に息づく人間活動のダイナミズムを十全に理解しようとする学問である。現在、前提となるべき人間の尊厳と主体的自由は、様々な問題に直面している。

人間存在の個性や尊厳は、これまで「人格」という概念によって表現され、動物や機械から明確に区別されてきた。しかし、先端医療技術の著しい発達により、人格の発生と消滅の境界はあいまいとなり、その境界すら人為的生命操作の対象となっている。加えて生命科学、情報科学、認知科学、脳科学などの飛躍的発展は、人間と動物、人間と機械との間の境界線を流動化させている。現代においては「責任ある行為主体」としての人間をどのように捉えるかが深刻な問題である。

他方で、これまであらゆる学問が追及してきた「真・善・美・聖」といった諸価値は、ポストモダン状況の中で相対化され、また人々の宗教離れ（世俗化）と宗教集団の硬直化は超越的価値に対する信頼を揺るがせるに至っている。つまり、人々は拠り所となるべき究極的な意味や価値を喪失し、シニシズムに蝕まれた「心の空洞化」が生じている。さらに、ネット社会・IT革命の進行は、一方で新しい出会いと交流の機会を作り出しながら、他方で人々から対面的コミュニケーションの機会を奪い、人と人をつなぐ共同性の絆を脆弱化させている。同時に、この中でのグローバル化は、文化や思想の領域における価値の一元化を目に見えない形で進行させ、他者への共感や多様な文化への畏敬の念が失われている。

このような状況の中で、改めて人文・社会科学は、人間の尊厳と主体的自由のあり方を問い直し、探究しなければならない。人間の尊厳の観点からの人類的問題への取組み、グローバルな視点とローカルな視点の結合、世界の諸地域の多様な生活様式の公正な理解、異文化間の対話と交流による深層からの和解と個性的文化の豊饒化、などの課題をこれまでも増して追求することが重要である。

その上で我々は、近未来社会における個人や人格概念の変容を見据え、新たな個人の主体的な生き方を構想し、確かめなければならない。とりわけ個人が生を共にする喜び、生命の痛みや苦悩への共感、精神的価値を構築する思索力、また敬意を持って文化の差異を受け入れる寛容さなど、これらを人間の尊厳の上に人々をつなぐための基礎をなす能力として、人々は身体知に根ざす経験の次元で獲得するべきであろう。そのために、人文・社会科学は、これまで蓄積し継承してきた人間性に関わる広範な知的活動の成果を踏まえ、さらにこれを発展させることによって大きな役割を果たすべきであり、また、果たすことができる。主体的自由、個人や個性の尊重は、学問や芸術において、個の特

権化や差別の契機とはならず、かえって多様な価値観や記憶、物語、歴史を受け入れ、共有し、分かち合うための不可欠の動機となりうるからである。

(4) 人々の多様性の承認を求めてジェンダー研究を推進する

ジェンダー研究は、1960年代に心理学者・社会学者・文学研究者などによって生み出されたが、その後、他の人文・社会科学の各分野や新しい学際的領域において発展してきた。現在では、主要先進諸国の学術研究において、膨大な研究が蓄積されている。このジェンダー研究発展の現状は、ジェンダー概念が、現実世界の抱えている矛盾や問題点を分析し解明するために有効な概念であり、それゆえにジェンダー研究は、現代社会の諸問題を克服・解決するための重要な方法論を提示していることを示している。

例えば社会学においては、性差別の実態を表面には現れにくいものまで明るみに出すことに貢献してきた。その知見は、学術の分野にとどまらず、現代社会に生きる女性や男性に有益なものとして、社会にも受け入れられている。歴史学においては、ジェンダー史という新たな一分野を成立させ、女性性・男性性のいずれもが、長年の間に様々な社会的・文化的な色合いで歴史的に構築されたものであることを明らかにしている。文学においては、「女のなかの差異」やセクシュアリティの表象分析などに貢献する最先端の領域が生成した。経済学においては、ジェンダー概念の導入により、家族や世帯の夫婦間・親子間交渉の分析に道を拓き、新たな経済社会の秩序構想にとって不可欠の視点を生み出した。法学・政治学の分野においても同様である。またジェンダー法学は、近代的法制度や人権論自体に、性差別や人種差別が隠蔽されて内包されていたことを明らかにしている。このように、人文・社会科学の学問領域におけるジェンダー研究は、大きな成果を生み出している。

21世紀を迎え、国際機関や各国政府は、ジェンダー平等の推進と女性の地位向上を目標として掲げ、ジェンダーの視点に基づく政策や企画を主要課題としている。人文・社会科学におけるジェンダー研究は、人類の知の世界を一新しただけでなく、より良い未来に向けて男女を問わず人間の生活の質を向上させるグローバルなレベルでの人々の協働営為に、新しい展開の方向性を提示する役割を果たしうるだろう。さらに医学・生物学・工学・農学など自然科学との連携・協働により、「高齢社会」「防災」「安全保障」など、21世紀人類社会にとって重要な問題を解決する上で意義ある研究を生み出しつつあり、今後さらにこの方向での発展を期すことが必要であろう。

学術にジェンダー視点を取り入れることは、学術研究の要諦である「客観性」や「普遍性」という価値理念を自省的に検証することにつながるとともに、学術研究活動の成果を評価する観点において誰のための成果かを問い、社会の構成員のイメージを、男女両性を含めることにより普遍化することを意味する。この2つの回路により、ジェンダー研究は、「性差別の是正」「格差の是正」だけでなく、より公平かつ平等に多くの人々に利用可能な学術研究のあり方を模索する「人間のための学術」に大きく貢献することができる。

21世紀社会は、20世紀社会に増して、人種・民族・階級・年齢・障害の有無など多

様に分かれる人々が、それによって差別されることなく、相互交流・相互依存していくべき社会である。ジェンダー研究はこのような人々の多様性を尊重する社会を形成するために不可欠な研究なのである。

(5) 日本社会の市民的教養を形成する

21世紀の社会は知識が高度化し複合化し流動化する社会である。この市民社会を文化的、経済的、政治的に成熟した社会へと発展させるためには、人々を知性的かつ倫理的に啓発し訓練する新たな教養が求められ、変化の激しい社会に積極的に関与し自他の幸福を追求し続けるためには、生涯にわたって学び続ける基盤となる新たな教養が求められている。

しかし、日本社会の市民的教養は、その広がりや量においても知性の質においても危機的状況にある。書籍の出版と読書に見られる学術書や教養書の衰退、科学的教養の国際比較調査および国内調査に見られる市民の科学に対する知識や関心の低さなどは、今日の日本社会が知性と文化の源である教養を著しく衰退させている現状を示している。また、今日の政治と倫理の混迷は、主権者として社会に関与し判断し行動する市民的教養と公共倫理が危うくなっている現状を示している。

今日の教養教育は、リベラルアーツの伝統を継承しつつ、現代社会が直面する多様な問題の解決に貢献する市民的教養の教育として再定義されるべきであり、人々が多様な価値と多様な生き方を選択し幸福を享受する未来社会、グローバル化した国際社会において自他の文化的伝統の多様性と独自性を尊重し合う未来社会、複雑化する内外の社会問題に対して絶えず最高の知性と倫理で対応する未来社会を建設するための精神的文化的基盤づくりとして位置づけ、それ相応の人材と財源を投資すべきである。このような市民的教養は、初等中等教育、高等教育、生涯学習をとおして計画的に遂行され、メディアや文化活動などのあらゆる機会によって豊富に提供される必要がある。

このような状況において、市民的教養の形成のために人文・社会科学は、中心的役割を果たさなければならない。そこには、いくつかの克服すべき重要な課題が存在する。第1は、人文・社会科学そのものの存立基盤が危機を抱え込んでいることである。人文・社会科学は、科学技術基本計画から除外され、研究者の量においても研究・教育の財政基盤においても相対的に衰退の一途をたどっている。国の政策において科学技術の振興とともに、人文・社会科学を重視する総合的な学術政策を確立し、人文・社会科学に対する財源的保障の措置を強く求めなければならない。

第2に、大学における危機である。1991年の大学設置基準の大綱化以降、ほとんどの大学において一般教育（教養教育）が専門教育へとすり替えられ、それまで大学において教養教育の中核を担ってきた人文・社会科学は「専門科目」の1つとして限定された。現在、政策審議が行われている学士課程の基準づくりにおいて、「専門」と並ぶもう1つの基軸として「市民的教養の形成」を導入し、教養教育の復権を図る必要がある。

第3は、人文・社会科学の内部の危機である。エリート教育の伝統を有するリベラルアーツの教養教育は、大衆化した社会と大学において一般市民からも学生からも疎遠な

ものになっている。同時にこれまでリベラルアーツ教育を担ってきた人文・社会科学も、リベラルアーツの枠組みから離脱し、一方で専門分化し、他方で実用化する傾向を強めてきた。これに対しては、人文・社会科学の自己革新が求められている。教養教育と切断され社会と切断され、専門分化し閉鎖性を生み出している人文・社会科学それ自体について、人文・社会科学の研究者は、市民社会の複雑な危機を克服し持続可能な未来社会を準備するための市民的教養の形成に向けて、真摯な再検討を加えなければならない。

(6) 方法としての対話とネットワークの形成を目指す

日本の人文・社会科学の多くの領域は、歴史的にみて欧米からの輸入学問に甘んじてきた。しかし、近年では先進国として学問の国内市場が大きくなったこともあり、一部の学問を除いて内向き志向が強まる傾向がみられ、海外の文献を引用する程度が少なくなるとともに、モノログ（独白）的な学問形態へと進む傾向が懸念されている。これに対しては、他者に開かれた「対話的な学としての人文・社会科学」を目指すべきことが強調されなければならない（文部科学省『人文学及び社会科学の振興について（報告）－「対話」と「実証」を通じた文明基盤形成への道』2009年1月参照）。なお、本項でいう対話的とは、個別の学問が、①他の学問に対して、②社会に対して、③歴史に対して、④世界各国に対して、話題を投げかけ応答し合うことをあらわす。

哲学や宗教の分野では、ソクラテスの実践や禅にみられるように、古来より問答法（dialogos＝対話法）を用いた教育研究法が存在する。対話的な方法は真理探究の方法であり、また教育法の原点である。これまで近代化の過程で、学問は実証主義と専門分化の道を突き進んできた。これにより諸学に共通する根が切り捨てられ、いわゆる「タコつぼ化」という弊害が生み出された。いま諸学、特に人文・社会科学に求められているのは、対話を通じた共通の認識枠組みの形成と相互主観性の共有である。

人文・社会科学は、他者との対話ならびにネットワーク形成を通じて共通の認識枠組みを保有し、これを契機にして諸事象の共通理解を得ることを重要な課題とする。対話的な方法は、異質な考えを持った参加者が、最初は主観的で特殊であった考え方を克服し、理性に動機づけられた共通の認識によって、客観的世界の統一性である「普遍性」の認識へと向かう特徴を備えている。対話は他者という客観を媒介することで独善に陥ることを回避する力を持った有力な方法であることを、改めて認識すべきである。

対話という方法は、異なる学問分野との共同研究を促進する。文系の学問同士だけでなく、文理双方の学問同士をも含んだ対話としての共同研究は、既存の専門分野では対応しかねる諸問題への取り組みを可能にする戦略的意義を担うものである。また、対話による専門家と市民のあいだの交流は、知識の市民層への普及を促進し、市民性を涵養する上で多大の社会貢献をもたらす。また市民層の関心やニーズは、専門家の新たな知の開発と創造に刺激を与える。さらに、対話的な方法を国内のみならず国外にも広げることは、各国の歴史や文化のあいだの対話を媒介し、歴史的文化的な共通の認識枠組みの共有と相互理解を促進し、地道ではあるが、対立と紛争が絶えないグローバル社会に安定と平穏をもたらす貢献をなしうる。

日本の人文・社会科学は、日本という地域の間人々と人間集団を対象とすると否とを問わず、日本語で記述するのが通常であった。今後は、世界における対話とネットワーク形成を目指して、これまでよりも一層外国語での発表を重視し、日本の人文・社会科学の創造知を世界に発信し、対話を広げ、深めることを積極的に推進すべきである。

(7) 人文・社会科学を発展させる総合的学術政策を作り出す

1995年に制定された科学技術基本法は、5年ごとに科学技術基本計画を定め、それに基づいて科学技術政策を進めるという体制を作り出した。周知のように同法は、施策の対象を「科学技術（人文科学のみに関わるものを除く）」（第1条）としており（法律用語としての「人文科学」は「人文・社会科学」を指す）、科学技術基本法体制の下では、人文・社会科学が施策の対象として極めて不十分な位置づけしか与えられず、また、人文・社会科学の発展にそぐわない施策の展開が危惧される。

人文・社会科学は、これまで見てきたように、人類社会と日本社会に対する学術研究の貢献において、独自の発展を遂げながら、自然諸科学との連携・協働、さらには文理統合型の研究領域の展開において、社会と人間への視野から舵取りの役割を果たすことが期待されている。国の施策は、このような人文・社会科学の役割に応えるものでなければならない。

そのために重要なことは、人文・社会科学としての学術研究の固有性を尊重する視点である。科学技術基本法体制の下では、学術研究に関わる制度・政策が科学技術推進を本位として策定され、それが一般化されて人文・社会科学にもそのまま適用されるという傾向が強くみられる。研究資金を配分するための競争的資金の制度、学術研究プロジェクトのあり方、研究成果の求め方、研究業績評価のあり方、研究者養成のあり方など、具体的制度運用について自然科学モデルへの準拠主義が広く認められる。その自然科学モデルも「科学技術」による問題性を含んでいる。これらの政策と制度運用は、人文・社会科学の独自の発展とその舵取りとしての機能を促進し、学術の総合力を高めるために改善されなければならない。

人文・社会科学の学術研究としての固有性を主張することは、伝統的な手法やスタイルに安住し、新たな課題に向けての研究体制の変革を拒否するものであってはならない。むしろ、固有性に基づく研究体制の改革を自らの責任において積極的に提示すべきである。日本の人文・社会科学は、細分化が進みすぎ、国際的発信の遅れも指摘されており、俯瞰的、国際的視点にたった学術研究、さらに文理統合型先端研究の推進が必要である。また、人文・社会科学の営みの本質的な役割の1つは、知の継承と蓄積にある。一方で、期限付きプロジェクトの方法により短期的に新たな知を積極的に創造することが社会の課題に迅速に答えていくという視点から重要であるが、他方で、人文・社会科学の社会に対する役割を真に発揮させるためには、社会の学術的基盤を整備して多層的に知を集積し、それを新たな知の開拓に結びつけるシステムが不可欠である。例えば、多様な史資料・データの収集・保存・整理事業を長期的プロジェクトとして、また、国際的なプロジェクトとして設計し、人文・社会科学の科学者コミュニティを結集して大規模学

術研究を組織することなどは、国としても積極的に支援・推進すべきである。同時に、人文・社会科学は、個人研究、小・中規模の共同研究において多くのオリジナリティーのある研究成果を生むものであるから、これに応じた多様な助成政策が必須である。

以上のように、人文・社会科学の独自の発展を確保し、それによって同時に学術の総合力を高めるためには、産業化のための科学技術（science based technology）を施策の中心として推進する科学技術基本法体制が人文・社会科学の等閑視および基礎研究・基礎科学の軽視の上に立っていることを批判的に分析し、これを政策的に補正することが必要である。それは、「科学技術政策」を総合的な「学術政策」に発展させることであり、人文・社会科学を明確に施策の対象とし、また、基礎研究・基礎科学を本位としてその上で科学技術の推進を図る総合的な学術推進体制を構築することである。人文・社会科学は、21世紀の人類社会の課題に応じてその使命を果たすために、このような日本の学術体制の構築に努めなければならない。

6 人文・社会科学からの提言ーまとめ

本提言は、人文・社会科学が人類社会と日本社会の展望をどのようにとらえ、それについてどのように貢献できるかを示そうとしたものである。

人文・社会科学の研究は、人間のあり方・営みをとらえ、それを通じて人間と社会（諸地域・諸国家・世界）および人間と自然との関わりを対象として実証的に考察し、その基礎の上に人間のあり方、社会のあり方を構想し、またそのために実践する学術的営為である。その学術研究の基底には、人間を尊厳ある存在として位置づけ、具体的な多様性を差別の理由とせず人間の平等の発展可能性を承認する価値的な態度が貫かれる。また、この点において、人文・社会科学は、科学・技術がその発展の中で自らを問い直すべき価値を追究し、科学・技術の社会的コントロールに役割を果たすのである。

人文・社会科学は、いま、諸科学の総合としての学術が人類社会の持続可能性の課題に立ち向かう中でその一翼を担い、人類の歴史的経験を自省し、人間主体のあり方を求め、心の解析に従事し、法・政治・経済のよりよきシステムの構築、よりよき社会の構造の探究、21世紀の人类的課題に対応した新しい価値・思想・文化・教育の創造、公共的コミュニケーションのための言語の強化などに力を尽くしている。

我々は、21世紀という時代の人々のためにその実現を目指して取り組むべき課題を次のように提案した。

第1に、「信頼と連帯に支えられた社会を構築する」ことである。自殺率の顕著な高まりや雇用不安の拡大など社会の安全・安心を揺るがす状況が生み出されているが、市場のルール確立と公正な適用を確保し、近代的な個人の自由を基礎に人々の社会的つながりを多様で多面的に作りだし社会的連帯と信頼に支えられる社会を構築しなくてはならない。第2に、「多元性・多様性を尊重する社会を育てる」ことである。世界において、とりわけ日本社会において、異なる出自（国籍・民族）と文化を持つ人々が相互に多元性と多様性を尊重し、平和的に共生する社会を育てるために、制度を用意し、社会意識の変革を図らなければならない。第3に、『機能する民主主義』を実現することである。制度としての民主主義は揃っているが、人々は政治への有効性感覚（自分の行動が政治に影響を与える感覚）を欠き、また、傍観者となりがちである。この民主主義の機能不全を克服し、機能する民主主義を実現するために新たな政治文化の形成や制度改革が必須である。

第4に、「グローバル化の中で平和を創り出す」ことである。20世紀は戦争の世紀であった。21世紀には、核の拡散、独裁国家の核保有、テロの組織化などによって「新しい戦争」の脅威がある。それに対抗する国際的システムや条件も拡大しているが、核兵器の廃絶と戦争の防止と平和の創出に向けたさらなる方策が追求されなければならない。第5に、「グローバルな社会政策・経済政策で格差のない世界を展望する」ことである。経済のグローバル化は、雇用の創出や生活水準の底上げなどの利益をもたらしつつも、国際的および国内的な格差の拡大を伴っている。この中で個別の主権国家の政策的能力は大きく減退しており、様々な国際的な組織やシステムを通じてグローバルな社会政策・経済政策を展開し、同時にグローバル経済の安定化を追求しなければならない。

第6に、『公共的言語』を確立し、知的基盤を作る」ことである。言語は、たんなるコミュニケーション手段ではなく、人間が自らを深く把握するための「内面の媒体」である。他者が交流する公共的な空間において相互の交流と理解のために用いられる「公共的言語」を確立し、人々の発信力・受信力を高め、社会の構想力を豊かにしなければならない。第7に、「世界史的人間主体を育成する」ことである。21世紀の人類社会の課題に立ち向かうためには、個別国家を超えたグローバルな世界史的視野をもち、人間の尊厳と主体的自由を追究する「地球市民」の育成が重要である。

我々は、これらの社会的課題への取組みと並んで、人文・社会科学の学術的発展のための課題を次のように提案した。

第1に、「社会のシナリオの総合設計を舵取りする」ことである。人文・社会科学は、学術がその総合力を発揮するために、社会と人間の視野から舵取りの役割を果たさなければならない。解決すべき課題をかかえる近未来社会のシナリオを設計し、諸科学の連携・協働を推進する要となり、解決の手段として科学技術と並んで社会技術を創出する。第2に、「人類社会の持続可能性の発展に貢献する」ことである。人文・社会科学は、近代の人類が作り出してきた科学技術による自然の支配の観念およびそれに立脚する生産力至上主義を自省し、人類社会の持続可能性を展望するために、新たな価値と思想を提示し、普遍化する役割を担わなければならない。第3に、「社会的・文化的多様性に根ざす人間の尊厳と主体的自由を追究」し「心の空洞化」を克服し、また「人々の多様性の承認を求めてジェンダー研究を推進する」ことである。人文・社会科学は、人々の多様性に根ざした主体的自由のあり方を追究し、全ての差別と抑圧をなくすことを求め、さらにその根幹となるべきジェンダー研究を総合的学術研究として発展させる。第4に、「日本社会の市民的教養を形成する」ことである。人文・社会科学は、人々が複雑で多岐にわたる知的な対応を必要とする現代社会において、人々が基礎として共有すべき市民的教養の形成について自然諸科学と協働しつつ中心的役割を果たさなければならない。そして、第5に、「全ての領域で対話とネットワーク形成を目指す」ことである。人文・社会科学は、全ての領域において、異なるものの相互の対話、交流のためのネットワークを形成することに積極的な役割を果たし、それぞれの場において共通の課題の解決に向けて協働を作り出すことを自己の任務としなければならない。

以上に述べた人文・社会科学の課題を遂行し、その展望を拓くためには、それ自身の不断の革新と同時に、その学術研究の政策的・制度的条件の分析・改革が必要である。人文・社会科学の学術研究は、基本的に大学を基盤とするから、大学における学術研究と高等教育の状態は、人文・社会科学のあり方にとって本質的である。大学における教育・研究体制、若手研究者の育成システム、女性研究者のサポートシステムなど、これらを人文・社会科学の固有のあり方と役割を踏まえつつ、たえず改善していく努力が必要である。

本提言において一貫して強調したことは、21世紀の人類社会の課題に立ち向かうためには、諸科学が総合的な学術として一体として、創造的な力を発揮することが必須であり、人文・社会科学がそこにおいて舵取りの役割を果たすということであった。自然、人間および社会という諸科学の対象は、歴史的にみれば、相互に関連し、循環的な関係に立って

いるということができる。人類社会の持続性が問われるのは、この循環が負のプロセスに陥っていることを意味している。これまでの循環の軌道を転轍するためには、循環の歴史を俯瞰的に、かつ、自省的に分析し、新たな軌道を設定する価値・思想・文化の創造が求められている。人文・社会科学が先頭に立つべき仕事は、ここに明瞭に見ることができる。科学技術を本位とする国の施策は、21世紀の人類学的課題に応えるために人文・社会科学の役割を適切に位置づける、より総合的な学術政策に発展させられなければならない。人文・社会科学は、その営みを取り巻く客観的な条件を変革しながら、社会をより良きものにするために社会の課題に応え、さらに一層学術研究を発展させる責務を負っている。

＜資 料＞

人文・社会科学の諸分野の特徴と展望

以下の各分野からの発言は、分野別に審議を重ねて作成した分野別委員会の「報告」に基づくものであり、別途に公表されるそれぞれの分野別「報告」の参照をあわせて願います。

(1) <内面の媒体>の基盤構築—言語・文学研究

1) 言語と言語研究： 言語は単に表現・伝達手段であるに止まらず、人間の思考の<内面の媒体>として、また文字による記録と保存と想起の手段として、人間が歴史の中で個人的かつ集団的に自己を展開していくときの必須の<基盤>である。さらに、人々が日々使用する<ことば>は、時々の状況の中で常に変化し、<言語体系>もそれを受けて変化していくが、言語はそうした変化によって、様々に変転・発展する人間の社会と歴史へ対応することの可能な<動的な基盤>として機能する。

言語研究の根本的意義は、多様な言語の多様な相を多様な角度から対象としつつ、社会の<動的な基盤>である言語の働きをその動態において探求し、言語の本質を解明して、およそ言語を基盤とする人間の営み全般に確実な基礎を与えるところにある。

2) 文学と文学研究： 文学作品は、伝統と新奇、卑賤と高貴、論理と直観など、様々な相の言葉を自由に選びつつ、そこから新しい表現力を持つ言語を造り出し、それによって生まれてくる想像力を梃子に世界の諸相を自由かつ仮想的に描いて、その本質についての根本的な洞察を試みる。

文学研究は、古今東西の文学作品が描いてきた多様な仮想世界を対象とし、そこに隠された<意味>を、解体しつつ、再構築していく。文学研究が目指すのは、様々な仮想世界の交錯から浮かび上がる世界の実相を把握し、それを仮説的に提示することである。

3) 言語・文学研究の展望： 言語・文学研究は、上述のように根源的かつ多文化的な分野であるが、その中心には日本の言語と文学が位置する。それらの集成と保存は、日本文化に対する言語・文学研究の責務である。だが、IT技術の進歩にもかかわらず、現状はまだそれを活かすには、ほど遠い。具体的に言うなら、まず江戸期およびそれ以前の日本語典籍全ての、学術的考察を経た規格による、総括的デジタル・アーカイブの構築ならびに琉球方言など消滅の危機に瀕している日本語方言の記録とそのアーカイブ化が、早急に促進されなければならない。それは、言語・文学研究の確実な基礎となるとともに、我々の<内面の媒体>である日本語に深度と力を与えるのに役立つ。

(2) 共に生きる価値を照らす哲学へ

現代社会は、専門的知識や先端的技術の開発・実践を加速させ、その豊かな成果を享

受しているものの、同時に、人間存在の根幹にかかわる危機を招来しつつある。人文知のありようを見据えてきた哲学・思想領域の視点に立つと、知識や技術の高度の専門化は、生活世界における各人の知の営みや体験の骨組みを矮小化し、解体しかねない。個々人の知や経験は、断片化し、コンテクストを失い、そもそも豊かな濃淡に富んだ多様な知や経験の質的内実を全てフラットにしてしまう「心の空洞化」に際会している。個々人の心にとどまらず、核家族・都市生活・高齢化を前提として人間関係を市場サービスの対象とする社会では、「人間の絆」そのものが脆弱にならざるをえない。

こうした危機的状況を打開するためには、人間の持つ本来的な3つの力を改めて確認しなければならない。つまり第1に、無批判に受け入れている自明な前提を問い直す「根源的思索力」、第2に、互いの言語・文化・歴史の相違や異質性に、差別や否定ではなく、敬意や共感を持って取り組もうる「感性・想像力」、第3に、諸学術領域を横断・接続できる「合意形成力」である。

これらの力を現代において涵養し、心の空洞化に彩りを取り戻し、人間の絆、すなわち「共に生きる価値」を再認識するためには、思想・芸術・宗教の研究に基づく貢献をまたなくてはならない。すなわち、基礎学としての人文知を身につけた若手研究者を積極的に育成し、次世代の担い手を育てる高等学校教育の倫理科目などに研究を通じた新たな知を持って連携可能な道筋を造ることが大切である。また、大学等の狭義の研究者にとどまらず美術館・博物館・図書館・アーカイブなどの専門的職業人や学術ジャーナリストなど、学術と市民社会を媒介する新しいタイプの専門人を養成する努力が急務であろう。欧米圏とともにイスラム圏やアジア・インドとの文化的な対話を推進し、国際発信力を強化するための場の構築も欠くわけにゆかない。さらに、人文・社会学者は共同態勢をとり、科学・技術の急激な発展に付随する社会的リスクを検証する必要がある。

(3) 人類社会の持続的発展にこたえる心の科学の構築

心理学は、人間の心を知る学問である。自分自身を知る学問である。知恵とは何か、どうしたらくふうできるか、喜びとは何か。さらには、知ることそれ自体を知る。学ぶということについて深く学ぶ。喜びについて考えるとともに、悲しみや、怒りや、悩みや、後悔や、思いやりについて考える。このように人間の心のはたらきの深さや広がり思いをめぐらし、科学的な理解をこころみる。また、そうした理解を基に、どのような対処ができるのか、どうしたら希望をもてるのか、心の処方箋を出すことも心理学に期待されている。

本来、人間は他の生命と同様に自然の一部である。この地球上にはおびただしい数の生命があり、自然の中でおのずからなる位置を占めて、互いが互いを必要として生きてきた。数千年という程度の時間では、生物としての人間の体の成り立ちそのものはほとんど変わらない。しかし、人間の持つ知識や技術は世代を越えて引き継がれ、様々なものを生み出してきた。人間は、様々な発見や発明を通じて、日々の暮らしを変え、その社会のしくみを変え、まわりを取り巻く環境そのものまでも大きく変えつつある。近年

の変化は急激なものであり、人間の生まれつき持っている性質だけでは、自分自身を変えてきた社会や環境に、もはやうまく適応できなくなりつつある。温室効果ガスの排出による地球高温暖化や環境汚染だけではない。われわれの日々の暮らしの中に、もはや適応の限度を超えたと思われるものがある。家族崩壊、子どもの虐待、いじめやひきこもり、急激で極端な少子化・超高齢化、など、現在の人間は様々な問題を抱えている。こうした問題の解決には、多様な視点から知恵と工夫を出し合う必要がある。

近年、心の研究は、従来の心理学の枠を越えて発展しつつある。心の座である脳の構造や機能を研究する神経科学・脳科学、「心」を持った機械を創り出すロボティクス、心のゲノムの基盤を探る研究などである。心に関する多様な科学的な研究が進展している現状を踏まえて、心理学が、心をめぐる諸分野の「扇の要としての役割」を果たしうる。心理学の独自性を掲げ、他分野との差異化を図るとともに、分野横断的に連携協働し、総合的な心の研究を推進すべきときにある。そのときに核となるのが「心のトランスレーショナル・サイエンス」という発想である。現実の社会が抱える問題、現代に生きる人々が抱える心の課題の中に研究の種を見つけ、その種を基礎科学として育て上げ、科学的証拠に基づく検証をする。こうして得られた「学問知」を現代社会の課題を解決するための「臨床知」へと転換させる試みを推進してゆきたいと考えている。

(4) 「質」と「平等」を保障する教育の総合的研究

日本の教育はグローバル化を背景とする急激な社会変動の下で、知識基盤社会への対応、多文化共生社会への対応、リスク・格差社会への対応、分権改革への対応、成熟した市民社会への対応を迫られている。この転換期において、教育学の諸研究は、教育における「質 (quality)」と「平等 (equality)」の同時追求を中核とする教育の構造的な改革を推進する政策研究と実践研究に貢献すること、および、それを支える基礎研究を発展させることが求められている。

この転換期における教育学研究の責任は大きい。ひっ迫する教育財源の削減の下で、分権改革と規制緩和は、公教育の法システムと行政システムと財政システムを根底から揺るがし、初等教育、中等教育、高等教育のいずれのレベルにおいても質の劣化と不平等の危機が拡大している。他方、経済危機の深まりは、子どもと青年の発達環境に甚大な影響を与え、心身の健全な発達を脅かし学ぶ権利を侵害する事態も拡大している。これら子どもと青年を取り巻く環境の劣化は、保育所、幼稚園、学校と地域社会と家庭、およびそれらと国や各自治体の教育行政機関との間に、子どもの最善の利益と学習権の保障を中心とする教育のネットワークを構築する必要性を提起している。さらに、知識基盤社会の出現と労働力市場の変貌は、学校教育と大学教育における教育内容と学力の質の問い直しを求め、新たな学びと教育の様式を担う教師の専門性の向上と高度化を求めている。同時に、労働市場と雇用形態の変貌は、生涯にわたって学び直し続ける学習権の保障と学習機会の保障を求めている。教育学研究は、これら転換期における教育改革を主体的に引き受け、実践レベルと政策レベルにおける改革をデザインし、実践の場に関与しながら共に変革して、その過程を科学的に検証し基礎づける総合的研究を推進す

る必要がある。

教育学研究はこれまで、教育の理念、目的、制度、政策、実践に関わる専門的知識を隣接諸科学（歴史学、地理学、哲学、心理学、認知科学、脳科学、社会学 福祉学、行政学、経済学など）の諸分野を基礎とする研究によって創造し発展させてきた。今後、これら個別専門領域の研究のいっそうの発展を推進すると同時に、これからの教育学研究は、教育の現実と変貌する社会の要請に応えるミッションを自覚し、教育学諸領域の内部における協同を推進しなければならない。さらに教育学研究は、教育学の外部の学術研究との協同および諸外国の教育学研究との協同も推進し、転換期の教育改革のグランド・デザインを積極的に提示しつつ、日本の教育の「質」と「平等」の保障と実現に貢献することが求められている。

(5) 各国史を超えて人類の歴史へ

歴史学は、未来を見据えつつ、過去の出来事の中に現在の意味を問う学問である。イタリアの歴史哲学者ベネデット・クローチェの残した言葉、「全ての歴史は現代史である」は、その意味で正しい。たしかに、過去に生起した事柄に意味を見出すのは、現在を生きる我々に他ならない。我々が問いを發することによって初めて、過去の出来事は意味を持ち始めるのである。したがって、その問いとは、今を生きる人類が抱える抜き差しならない問題群から出るべくして出た問いであるべきで、歴史研究者はその問いを見定める能力を磨く必要がある。

その上で、グローバル化の中での歴史研究は、世界レベルでの歴史の共有に向けて標準を定めて進めることが望ましい。その目標に向けて、各国はそれぞれの歴史研究の密度をさらに高めると同時に、相互の歴史理解を深める努力を不断に続けなければならない。そのための確固たる基盤整備としては、史資料の収集がこれまで以上に進められるべきであろう。現在は消えてしまっている過去の出来事に到達するための手がかりは、過去の出来事の痕跡を残す史資料だからである。ここでいう史資料には、文献史料あるいは文字史料と呼ばれている、文字で記された媒体のほか、人間の活動の痕跡を残す全ての物（痕跡のないことが史資料となることもあるが）が含まれる。

多岐にわたるそれらの史料を分析あるいは解読するためには、そこに書き手や作り手による作為や歪曲、虚偽が含まれていないか、注意する必要がある。あるいは、意図はなくとも、それぞれの時代に特有の記録を残す際の作法に従って記されたものもある。したがって、史料を用いて歴史像を再構成するには厳密な史料批判が必要で、その史料批判の能力を身につけるための訓練も歴史研究を志す者には必要である。史資料の中には腐食あるいは破損・摩滅してしまった物もある。そこから人間の活動の痕跡を読み取るために、地球物理学や生物学など他分野の学問の協力を得て開発された技術の進展は著しい。

歴史学では学問の方法はすでに精緻に発達を遂げているが、上に述べた史資料の解読のための技術開発と史資料を復元・保存する専門家養成のための訓練とに必要な施設が、現在までのところはなはだ不十分である。今後そのような施設が、大学、研究所、博物

館、美術館、文書館等の機関に付設され、充実されることが望まれる。

(6) グローバル化時代における地域研究の挑戦

地域研究は、エリア・スタディーズ、人文・経済地理、文化人類学、国際地域開発、地域情報学の5分野からなる複合領域であり、それぞれ独自の発展を遂げてきた。同時に、フィールド・ワークに基づく大小様々な「地域」の実証研究であるとともに、人文・社会科学の諸理論を応用した「学際的性格」や「文理協働・融合」的特徴も共有している。

このような地域設定や学際性という地域研究の共通性は、従来の人文・社会科学がともすると「普遍」視してきた「西洋モデル」や「国民国家モデル」を相対化し、新しい現実を総体的に把握する役割を担ってきた。また、現在の地球環境の危機などに対応して、近代以来、細分化・専門化してきた諸学を「文理協働」の形で新たに統合する触媒的機能も果たしうると自負している。

また、日本社会や国際社会への貢献としては、第1に、地球環境の危機に対応して、「文化の多様性」を尊重した形での「持続可能な発展」戦略を解明すること。第2に、2008年秋以来の世界金融危機を克服するために、より多元的で新しい世界システムを構想すること。第3に、グローバル化の進行による国内外の格差拡大を是正するために「グローバルな視点」にたった独自の戦略を開拓すること。第4に、冷戦終結後の世界で多発している地域紛争やテロ活動の原因を究明し、紛争の調停や予防の方策を開拓すること。第5に、グローバルな「人の移動」の活発化に伴って世界の各地に「多人種・多民族社会」が形成され、階層や文化の差異による差別や対立が発生しているが、それらを是正できる「多文化共生」社会化の方途を解明すること。以上の課題を遂行する上で、地域研究は中心的な役割を果たしうると考えている。

(7) 「対話の学」としての社会学

社会科学の一員としての社会学が備えなければならない第1の条件は、実証的な方法による社会分析の試みであることは言うまでもない。しかし、人間や社会のあり方を研究する際には、議論や説得など対話を通じた理解の共有、あるいは、文部科学省『人文学及び社会科学の振興について（報告）－「対話」と「実証」を通じた文明基盤形成への道』（2009年1月）で指摘されているように、対話的な方法による「認識枠組み」の共有が重要である。このためには他に開かれた「対話的な学としての社会学」を目指す必要がある。ここでいう対話的とは、個別学問が①他の学問に対して、②社会に対して、③歴史に対して、④世界各国に対して、問題を投げかけ応答しあうことをあらわす。

対話的な方法は、異質な考えを持った参加者が、最初は主観的で特殊であった考え方を克服し、理性に動機づけられた共通の認識によって、客観的世界の統一性である「普遍性」の認識へと向かう特徴を備えている。対話は他者という客観を媒介することで独善に陥ることを回避する力を持った有力な方法である。対話的方法は異質な学問分野との共同研究を促進する。また、対話による専門家と市民のあいだの交流は、良質な知識

の市民層への普及を促進し、良識ある市民性を涵養する上で多大の社会貢献をもたらし、他方で市民の関心やニーズが専門家の新たな知の創造への契機を与える。さらに、対話的な方法を国内のみならず国外にも広げることは、各国の歴史や文化のあいだの対話を媒介し、歴史的文化的な認識枠組みの共有と相互理解を促進し、対立と紛争が絶えないグローバル社会に安定と平穏をもたらす貢献をなしうる。

なすべきことは、実証的方法を前提としつつ経験的事実にアプローチし、しかもその背景にある価値的な前提や意味付与を考慮するために対話的方法を駆使して、諸学との、市民との、過去と未来との、さらには地球社会とのあいだの共通の認識枠組みを彫琢し、相互理解が得られるような開放的な学問の道を切り開いていくことである。

(8) 変化の時代に法学は応える

- 1) 法学にとっての現代的課題は、次の4つにまとめることが可能である。すなわち、立法活性化の時代にあつて立法の質の改善に寄与しうる研究を進展させること、社会の変化に対応した法学の自己変革を進めること、基礎研究の重要性を認識し、これを促進・奨励すること、長期的展望に立った安定的な法学研究者養成の制度的枠組みを確立し、研究と教育の間の関係を双方にとり生産的なものに変えていくこと、である。
- 2) 「立法時代への対応」： 第1に、社会状況の変化に迅速に立法が対応する必要と、立法目的・立法事実・立法帰結を慎重に吟味して立法の「正当性」に関する判断に誤りなきことを確保する必要との、調整の問題があり、第2に、立法の「正当性」に関する判断の対立にもかかわらず政治的決定をせざるを得ない状況において、かかる政治的決定の「正統性」に異論を持つ人々も承認しうる条件の探求が要請され、さらに第3に、「過剰法化」という立法の限界についても自覚的に解明する必要がある。
- 3) 「社会への変化への対応」： 海外への情報発信（アジアの法整備支援など）、法システムを統合的に把握する視座の獲得（複数のサブシステムからなる法システムを、複雑化・高度化した社会の変化に対応して全体的・統合的に把握する視座を獲得するなど）、権力の分散化と法の運用方法の変化への対応（国家の集中的権力・権限が、超国家的組織の存在、他方、各自治体や社会的分散勢力によって制限される状況の下で法学が様々な課題につき多様な手法を開発し対応することなど）、グローバル化と法の対応（国際法秩序と国内法とのアジャストメントとハーモナイゼーションなど）、持続可能な発展と法律学（持続可能な発展に関わる様々課題の解決や新領域・複合領域の確立などの努力をしてきたが、それらの持続可能な発展に関わる法学の横断的な統合を試みると同時に、法学のもう1つの要素である、持続可能な発展と両立する新たな権利論の構築をも試みる必要など）、について研究する法学の構築が必要である。
- 4) 「基礎研究の推進・奨励」： 法科大学院教育の実情から危機に陥っている基礎法学の研究教育、さらに実定法学における基礎研究教育の再構築が必要である。
- 5) 「法学研究の制度的条件の改善」： 上記と関連するが、次世代、将来世代研究者養成の制度的条件を新たに整備し、研究と教育（法科大学院、法学部）の間の関係を

双方にとって生産的なものに変えることが強く求められている。

(9) グローバル化時代の市民社会を創る政治学

政治学が取り組むべき課題として、第1にグローバル化と国民国家の揺らぎが惹起する政治的・社会的包摂の問題がある。このため、政治学として、民族やエスニシティなどの言葉相互の関係を整理した上で、ナショナリズムやエスノ・ナショナリズムの問題を再検討するとともに、政治的複数性を不問に付そうとする同調圧力についても問われなければならない。

第2に、政治学は圧政・迫害・貧困・紛争に苦しむ多くの開発途上にある地域・国家の民主化問題に取り組まなければならない。具体的には、国家の民主化、法制度の設計が喫緊の課題であり、権威主義体制、開発独裁、盗賊支配、恩顧＝庇護主義政治を解明し、解決していかなければならない。特に、国際機構・組織が織り上げるグローバル・ガバナンスの実効性を問う中で、非政府、アマチュア政治、ポジティブ・アクション（男女、人種等の領域での）といった視点を屹立させることが求められよう。

第3に、政治学は地域から国際へと重層的に拡がる諸ガバナンスの担い手と実効性の問題を解決しなければならない。例えば NGO、NPO、市民団体組織に注目が集まるなか、実証的な市民意識の分析とともに、それら自発的結社の多様な活動によって生み出すことが期待される社会的連帯や新しい公共空間の創出をめぐる理論、市民社会に関する理論と実証の蓄積がさらに強く求められる。

第4に、地域間格差が拡大し、そこに超高齢化が追い打ちをかける状況の中で、地方がいかにして新たな経営資源、地域活性化の資源を見出していけるのかという「グローバル化の中で分権化」の意味が問われなければならない。

第5に、政治学は代表制の形骸化、サブ政治の前景化に対して、熟議と参加を強調する討議デモクラシーと市民的政治文化を検討課題としなければならない。具体的には、旧来の代議制に直接参加的要素を入れる「参加デモクラシー」論の新たな位置づけの模索が行われ、また分断が進む社会での新たな社会統合のあり方を問うことが求められる。

第6に、グローバル化と個人化が相克する中で、人々の間の共助、社会的連帯や承認をいかなる様態で福祉国家が保障しうるのかを政治学は問わなければならない。例えば、厳しい国際競争の中にあって社会福祉を維持する財源の確保をどうしていくのか。金融危機、世界経済危機以後の「福祉国家」論は、格差の拡大と貧困問題を背景にして福祉・雇用システムを分析する研究は喫緊の課題となる。

第7に、戦後日本では、派閥政治と権力の二重構造、強い官僚制が政党間競争を党内競争に歪め、世襲議員を多産し、官の肥大化と縦割り行政、官僚機構に寄生する族議員、ドメスティックで利権・組織優先的な資源配分に汲々とする政治家を生み出し、常に政治への信頼、政策の透明性が問われてきた。こうした中で、政治学は日本における政治的リーダーシップの確立を問わなければならない。

(10) グローバル化する経済と経済学のグローバル化

グローバル化とは、ヒト、モノ、カネ、情報の国境を越えた移動によって世界全体が一体化しつつあることをいう。その最大の原動力は市場経済のグローバル化である。それは、先進諸国の生産性を大きく押し上げただけでなく、それまで一方的に搾取される側と見なされてきた多くの発展途上国を離陸させ、貧困の縮小、雇用の創出、中産階級の成長、寿命や識字率の向上など、人類社会に全体として多大な利益をもたらした。

だが、グローバル化の急激な進展は、地球環境の破壊や天然資源の枯渇、途上国の人口爆発と先進国の少子化、社会的排除や所得格差の増大という形で、市場機構の限界をこれまでにない規模で表出することにもなった。とくに今回の経済危機は、市場経済が、ミクロ的な効率性を促進すると同時に金融バブルとその崩壊といったマクロ的不安定性をも増大させる二律背反的性格を持つことを示し、その自己調整能力に全幅の信頼を置いてきた新古典派的アプローチに挑戦状を突きつけている。

またグローバル化は、個人を多様なリスクに晒すようになり、失業給付や社会保障などの安全網の拡充を要請している。ここでも効率性と安定性の相反があり、社会全体の生産性を維持し拡大するためには、安全網をそれだけに終わらせずに、個人の就業意欲や技能習得、企業による雇用や訓練の機会を高める仕組みと組み合わせることが必要である。

個人合理性と市場均衡を基軸概念とした新古典派の方法論は、経済学を超えて多くの社会科学に影響を与えてきた。だが、市場経済のグローバル化がその成果とともに限界を示しつつあるのと平行して、経済学においても、市場的な経済活動と非市場的な組織原理・法秩序・政治過程・社会規範・倫理判断との間の複雑な関係の探究が中心テーマとなりつつある。自由と衡平、効率性と安定性といった異質な価値間の比較考量を行い、市場機構と非市場的な諸制度との適切なバランスを求めていくことが、これからの経済学の最大の課題である。

環境破壊、資源枯渇、人口変動、社会保障、雇用不安等の問題の持続可能な「解決」のためには、適切な制度設計に加えて、技術の革新と科学の進歩が不可欠である。技術と科学の究極の担い手は、人間である。人間の能力と知識という最も希少な資源を量的にも質的にも向上させていく社会システムの構想こそ、経済学のみならず人文・社会科学全体にとっての究極的な課題となるはずである。

(11) グローバル社会における日本独自の経営概念の探求

企業の資金調達活動のグローバル化に伴い、企業の経営成績や財政状態の適正な開示が強く求められている。企業経営の成果は会計数値によって測定され、会計情報という形で開示されている。世界中の金融市場がボーダーレス化する中で、現在、日本の会計基準を国際会計基準に統合する作業が続けられている。一方我が国独自の企業経営について適切に評価する尺度を検討することも必要である。さらには、企業活動を適切に評価することができる人材育成が重要であり、語学能力や文化への理解力をも有する専門家の育成が求められている。

社会ニーズとの関連では、企業の内部統制制度の強化、CSR（企業の社会的責任）の実施、自治体運営への一般企業なみの経営学的視点の導入など、経営学に対する社会的な期待は拡大傾向にある。ただし、企業の財務報告の信頼性確保などを目的として強化された内部統制制度については、我が国企業の実情に合致し、社会の期待に応える内容となっているとは言い難く、研究面からその実態を調査、分析する必要がある。また、企業のCSRへの取組みについては、情報開示のあり方の検討とともに、実績評価の分析手法の確立が課題となっている。これらの諸問題に対応する為、十分な資源を投入し早急に課題解決に着手する必要がある。

なお、情報化の進展により企業の経営活動の成果を公表する際にはXBRL（会計情報開示のためのコンピュータ言語）が用いられるようになった。しかし、一般社会のみならず経営学の研究者の間にもXBRLに対する意識や知識の欠如が見られる。また日銀、金融庁、国税庁などでは企業とのデータのやり取りにXBRLが導入されているが、企業経営と密接に関係するその他の省庁や統計データなどにはXBRLが殆ど導入されておらずなお課題は多い。XBRLの導入目的やその効果について教育・指導する仕組みを早急に構築する必要がある。

<参考資料>人文・社会科学作業分科会審議経過

平成 20 年

- 4月8日 日本学術会議幹事会（第56回）
・附置委員会として日本の展望委員会設置、当該委員会に人文・社会科学作業分科会設置
- 5月22日 日本学術会議幹事会（第57回）
・人文・社会科学作業分科会委員決定
- 9月2日 人文・社会科学作業分科会（第1回）
・役員を選出、検討事項について
- 11月11日 人文・社会科学作業分科会（第2回）
・日本の展望委員会からの報告、各分野別委員会の審議の状況および今後の進め方について

平成 21 年

- 2月6日 人文・社会科学作業分科会（第3回）
・日本の展望委員会からの報告、今後の進め方について、独自の課題について
- 4月16日 人文・社会科学作業分科会（第4回）および第一部拡大役員会（第4回）
合同会議
・各分野別委員会におけるとりまとめの方針について、人文・社会科学作業分科会のとりまとめの方針について
- 5月28日 人文・社会科学作業分科会（第5回）および第一部拡大役員会（第5回）
合同会議
・分野別委員会の審議状況、人文社会科学作業分科会報告案について
- 6月16日 人文・社会科学作業分科会（第6回）
・人文・社会科学作業分科会報告書案の重点事項についての検討
- 7月9日 人文・社会科学作業分科会（第7回）
・「日本の展望－人文・社会科学からの提言（案）」の構成および執筆分担について、委員の追加
- 7月23日 人文・社会科学作業分科会（第8回）および第一部拡大役員会（第6回）
合同会議
・人文・社会科学作業分科会「日本の展望－人文・社会科学からの提言（第1次案）」について

10月1日 人文・社会科学作業分科会（第9回）および第一部拡大役員会（第7回）合同会議

・「日本の展望—人文・社会科学からの提言（案）」について、人文・社会科学作業分科会委員の補充について、第一部の今後の取り組みについて

11月26日 人文・社会科学作業分科会（第10回）および第一部拡大役員会（第8回）合同会議

・意見聴取の結果について、「日本の展望—人文・社会科学からの提言」（最終案）について、各分野別報告（最終案）について、分野別報告（最終案）の査読について

平成22年

1月28日 人文・社会科学作業分科会（第11回）および第一部拡大役員会（第9回）合同会議

・「日本の展望—人文・社会科学からの提言」（最終案）の査読後の補正版（最終提出版）について、各分野別報告（最終提出版）の仕上げについて

2月26日 日本の展望委員会（第10回）

人文・社会科学作業分科会提言「日本の展望—人文・社会科学からの提言」を承認